

令和6年第3回三島町議会9月定例会会議録

招集年月日 令和6年8月13日

招集の場所 三島町役場

開 会 令和6年9月6日 午前10時00分 議長宣告

応招議員 8名

1番 馬場 学 2番 青木 喜章 3番 菅家 三吉

5番 河越 昭利 6番 大竹 克昌 7番 吉垣 絵梨子

8番 五十嵐 健二 9番 二瓶 俊浩

不応招議員 なし

出席議員 8名

1番 馬場 学 2番 青木 喜章 3番 菅家 三吉

5番 河越 昭利 6番 大竹 克昌 7番 吉垣 絵梨子

8番 五十嵐 健二 9番 二瓶 俊浩

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 矢澤 源成 副町長 小堀 庄太郎

教育長 山口 浩 参事兼総務課長 小柴 謙

特命担当課長 渡邊 浩 町民課長 板橋 淳也

産業建設課長 小松 昭 会計管理者 菅家 直人

地域政策課長 舟木 孝治 生涯学習課長 五十嵐 義幸

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長 星 保弘

町長提出議案

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 議案第44号 | 三島町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 議案第45号 | 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 議案第46号 | 令和6年度三島市一般会計補正予算 |
| 議案第47号 | 令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算 |
| 議案第48号 | 令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算 |
| 議案第49号 | 令和5年度三島町一般会計歳入歳出決算 |
| 議案第50号 | 令和5年度三島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第51号 | 令和5年度三島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第52号 | 令和5年度三島町路線バス事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第53号 | 令和5年度三島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第54号 | 令和5年度三島町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第55号 | 令和5年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第56号 | 令和5年度三島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 議案第57号 | 三島町教育委員会委員の任命同意を求めるについて |
| 議案第58号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 |

継続審査の申出について

開会 午前10時

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 8番 五十嵐 健二 1番 馬場 学

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を見ております。

ただいまから、令和6年第3回三島町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

8番、五十嵐健二議員、1番、馬場 学議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より13日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より13日までの8日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

町監査委員よりの例月出納検査の結果報告であります。事務局より朗読をさせます。
事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 次に、令和5年度財政健全化判断比率等の報告であります。事務局をして朗読させます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長 次に、令和5年度教育委員会点検・評価報告であります。報告を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長 お手元の資料、令和5年度教育委員会点検・評価報告書についてご説明いたします。

表紙をお開きください。

1ページ、目次です。

1、教育委員会の点検・評価制度、2、教育委員会の点検・評価結果、3、有識者からの意見、4、教育委員会の点検・評価を終えての構成となります。

次ページをお開きください。

1、教育委員会の点検・評価制度です。

(1) 趣旨、教育委員会の点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号、以下法という）第26条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果を公表することで、教育行政の推進と町民への説明責任を果たすことを目的として実施しております。

教育委員会では、三島町振興計画並びに教育振興計画を基本として、策定した毎年度の重点施策等の執行状況について十分に検証をするとともに、成果と課題の点検・評価を行い、議会への提出と公表をすることで教育委員会の責任体制の明確化を図っております。この点検・評価の結果を踏まえて改善を図りながら、効率的かつ効果的な教育行政の推進に努めてまいります。

(2) 点検・評価の対象につきましては、教育委員会の重点施策等として、1つ目、教育委員会、2つ目、子育て支援、3つ目、学校教育、4つ目、歴史文化、芸術、5つ目、生涯学習、公民館、6つ目、教育関係施設に関するものとします。

(3) 点検・評価の流れですが、以下のとおりPDCAサイクルにより改善を図ってまいります。

次のページをお開きください。

(4) 点検・評価の方法については、6つの政策分野に区分して、重点施策等の計30項目を4段階により実施します。

点検・評価の分野と項目数ですが、1、教育委員会についてが3項目、2、子育て支援についてが5項目、3、学校教育についてが7項目、4、歴史文化、芸術についてが5項目、5、生涯学習・各公民館についてが6項目、6、教育関係施設についてが4項目の、計30項目です。

(5) 有識者の知見の活用については、事務局での点検・評価の結果について、三島町教育行政活性化点検・評価委員会の5名の方より様々な観点からご意見を頂戴しました。委員については名簿のとおりであり、うち4名の方に出席いただき、8月29日に委員会を開催しました。

(6) 公表については、点検・評価の結果に関する本報告書を作成し、議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表します。

次ページをご覧ください。

令和5年度分、三島町教育委員会の点検・評価になります。

評価は、Aが達成した、Bがおおむね達成、Cがやや不十分、Dが達成していないの4段階で実施しました。各項目の事業実施と評価につきましては、後ほど御覧ください。

10ページをお開きください。

有識者からの意見となります。

各項目において意見を頂戴しており、特にC評価となった世代間交流事業や学習センターの運営について、貴重なご意見をいただいております。

次のページをご覧ください。

4、教育委員会の点検・評価を終えてとなりますが、6行目からです。

評価については、達成度によるAからDの4段階で実施いたしました。Aが23項目、B

が5項目、Cが2項目、Dがゼロ項目となりました。C評価となった項目は、事業の在り方や課題解決に向けて検討していく必要があります。

今後、この点検・評価の結果を踏まえて改善を図りながら、効率的かつ効果的な教育行政に努めてまいります。

以上、令和5年度教育委員会点検・評価の報告とさせていただきます。

○議長 次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を説明願います。

2番青木喜章議員。

(会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員説明)

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第4、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長 令和6年第3回三島町議会定例会を開催するに当たり、議員各位のご出席を賜り開会できますことに、敬意と感謝を表するものであります。

9月を迎えましたが、まだまだ暑い日が続いております。この夏も昨年同様に猛暑の夏となり、気象台発表では、平均気温において2年連続で史上最高を記録し、平均気温が1.76度上昇するという、異常気象の夏となりました。一方では、局地的に豪雨が全国各地で発生し、隣県である山形県や秋田県では甚大な被害となりました。加えて、今年の夏は台風が連続して発生し、台風5号については東北地方に上陸する台風となり、お盆期間中の東北地方を横断し、さらなる災害を発生させました。幸いにも当町においては、豪雨・台風による災害は発生いたしませんでしたが、異常気象に起因すると思われる線状降水帯はどこでも起こりうることであり、改めて災害対応に万全を期すことを再確認させられました。

また、先月8日には、宮崎県日向灘沖で発生した地震により、国から南海トラフ等地震臨時情報が発表され、巨大地震の発生が高まるという状況が発生し、特別な注意が呼びかけられました。突然の発表により多くの国民の方々も不安を抱かれたことと思いますが、この発表により、巨大地震への対応について、より一層緊張感を増したことと思います。当町においても関係ないことと考えておりませんので、自然災害への対応については、町民の方々とともに進めてまいりたいと考えております。改めて、豪雨や台風、地震によって被災された方々の一日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、行政諸般についてご報告を申し上げます。

報告の第1点目は、8月11日に秋篠宮家佳子様が当町の第一只見川橋梁ビューポイントをご訪問されました。猪苗代で開催された第13回日本アグーナリー国際障がいスカウトキャンプにご参加され、翌日会津地域各地にご訪問され、全線復興から間もなく2年になる只見線も訪問され、柳津町役場で只見町の小中学校から復興の取組の説明を受け、その後当町に移動され、ビューポイントで只見線の列車通過を御覧になられました。道の駅には多くの方々が訪れ、その様子を見た佳様が、予定にはありませんでしたが、来場者の方々の目の前までお進みになり、お声をかけていただき、来場者の方々も驚きとともに笑顔で会話をされ、町民の方々そして当町にとっても記念になるご訪問となりました。

報告の第2点目は、令和6年度生活工芸アカデミー事業開校式が7月9日に行われ、本年度は2名の方が受講いたします。生活工芸館工人の館がメイン会場となりますが、受講生2名は浅岐地区、宮下地区に居住し、地域住民の方々との交流などから三島町の生活文化も体験しながら、当町が有する奥会津編み組細工の伝統工芸技術習得に取り組みます。また、昨年度伝承生を修了した1名の方が編み組細工専門員とし工芸館に勤務し、昨年のアカデミー受講生3名も、伝承生として自らの技術向上と今年度のアカデミー事業支援に携わっていただきます。工人の館で活動しておりますので、ぜひお声をかけていただきますようお願い申し上げます。

報告の第3点目は、NTT東日本株式会社との災害時等における相互協力に関する基本協定を8月21日に締結いたしました。この協定により、災害時においては相互に災害情報の連携・提供を図り、相互協力して通信の妨げになる支障物撤去や指定避難所の通信手段確保などを実施し、通信の早期回復を図ってまいります。

報告の第4点目は、当町が令和6年度個人県民税優良町村として福島県知事より感謝状の贈呈となり、8月29日に本田会津地方振興局長より感謝状贈呈式が行われました。今年の感謝状は、令和5年度の個人県民税徴収率が前年度を上回った自治体に送られるもので、今後も継続して個人県民税の徴収に取り組んでまいります。

それでは、本定例会にご提案を申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第44号は、三島町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い被保険者証の返還に関する内容を修正するもので、返還に応じない場合の罰則規定の過料金額を変更するものであります。

議案第45号は、福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。令和6年12月2日から被保険者証が発行されなくなることに合わせ、規約条文の表記を変更するものであります。

議案第46号は、令和6年度三島市一般会計補正予算であります。歳入歳出5,000万円を増額し、歳入歳出それぞれ27億6,230万円とするものであります。

歳入においては、地方交付税の普通交付税額の確定により3,361万7,000円を増額し、普通交付税の総額は12億2,361万7,000円となり、前年度に比べて1.3%の減となりました。

国庫支出金では、定額減税及び住民税非課税世帯臨時給付金事業として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上しました。

県支出金では、新規就農者への国庫補助金として、経営開始資金及び経営発展支援事業補助金を計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金を減額する組替えを行いました。

町債の臨時財政対策債は、額の決定により53万6,000円を増額し、253万6,000円となりました。

緊急防災減災事業債は、福島県総合情報通信ネットワーク機器設置市町村負担金として新たに計上したところであります。

歳出においては、総務費の財産管理費に旧宮下中学校寄宿舎解体工事費の増額を計上し、電算管理費では、職員用パソコン購入費を計上しました。

民生費では、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金に、定額減税し切れないと見込まれる方への調整給付金及び新たに住民税非課税世帯と住民税均等割のみの課税世帯になる方への給付事業として、補助金を計上いたしました。

社会福祉総務費、障害者福祉費、児童措置費及び衛生費の要望費の償還金利子及び割引料にそれぞれ令和5年度事業確定による精算金を計上し、保健衛生費、予防費の委託料においては、65歳以上の方及び高校生までの接種希望者への新型コロナワクチン接種代を計上いたしました。

農林水産業費では、農業振興費の負担金補助及び交付金に、畜産での新規就農者育成対策事業として、経営開始資金及び経営発展支援事業の各補助金を計上しました。

土木費では、住宅費の需用費に、町営住宅内部改修に係る経費を計上いたしました。

消防費の情報無線管理費では、福島県総合情報通信ネットワーク機器更新に係る市町村負担金を計上いたしました。

教育費では、小学校費の学校管理費、需用費に、教育暖房費の修繕と、学校施設防災監視盤の老朽化による機器入替経費を計上いたしました。

以上、一般会計補正予算の概要であります。

議案第47号は、令和6年度三島町国民健康保険特別会計補正予算であります。歳入歳出84万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億8,013万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歳入において、県補助事業の見直しによる補助金の減額を計上し、歳出では、保健事業債において、事業費見直しによる報償費、旅費の減額を計上いたしました。また、健診データ管理経費について、賃貸料を減額し、データ移行の委託料増額を計上しました。

議案第48号は、令和6年度三島町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出4,453万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ4億7,880万円とするものであります。

補正の内容は、歳入において、令和5年度決算確定による繰越金を計上しました。

歳出においては、諸支出金の償還金利子及び割引料に令和5年度分精算金を計上し、基金積立金の介護給付準備基金積立金に積立金を計上いたしました。

議案第49号から議案第56号までは、令和5年度各会計の歳入歳出決算について認定に付するものでございますが、各会計の決算における成果等につきましては、別冊主要施策の成果説明書に記載のとおりであります。

また、係る各会計の決算につきましては、去る8月5日、6日、7日の3日間にわたる町監査委員の審査を経て、別冊の意見書を付してご提案を申し上げます。

以上、本定例会にご提案申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

なお、議案につきましては、担当課長をもってご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶並びに提案理由の説明といたします。

以上です。

◎一般質問

○議長 日程第5、一般質問に入ります。

通告者は4名であります。通告順に発言を許します。

2番、青木喜章議員。

なお、青木喜章議員の持ち時間は、ただいまから11時32分までといたします。

○2番 2番、青木喜章です。一般質問をさせていただきます。

まず第1点目、消滅可能性自治体への取組についてということです。

さきの議会においては、この取組について、関係人口・交流人口を増やすための施策について伺いましたが、今議会においては、町の第5次振興計画の基本目標に掲げている、地域資源を生かした仕事をつくると、この観点からお伺いいたします。

まず、生活をしていくためには、収入がなければ移住定住につながりません。そこで、地域資源を生かした仕事をつくると。その上で、今後力を入れるべき取組として、第1次産業の農業ではないかと思えます。

現状において、農産物を柱にしてのなりわいは、当町においては大変厳しいものと思えます。田んぼについては基盤整備がある程度行われておりますが、畑についてはほとんど行われておらず、また耕作放棄地の増加、さらに有害鳥獣被害等、遊休農地の抑制、優良農地の集約の取組とは程遠い状況かと思われまます。

今後の町の将来を考えたとき取り組まなければならない問題として、次のことについてお伺いいたします。

1点目、農地集約には登記が問題になると思えます。この4月から相続登記が義務化されましたが、この町での登記の進み具合をお伺いいたします。

2点目、生産・販売を考えたとき、農産物です。生産・販売を考えたとき、町獣害対策も含め、畑の基盤整備は絶対に必要と考えますが、この計画の実施の予定はどうか、お伺いいたします。

3点目、現在林業の施策として行っている景観整備の伐採を、地目が農地のところの樹木の伐採も積極的に行い、農地を増やす取組を進めるべきと考えますが、お伺いいたします。以前、三島町は、耕地は約500ヘクタールありました。田んぼが約100ヘクタール、畑が400ヘクタールでした。現在、田んぼ、畑を合わせても100ヘクタールに満たない状態があります。ほとんどが樹木であったり、荒れ地であったりになっている状況です。そういう意味で、農地を増やす取組をお伺いします。

4点目、収入の見込める作物への取組と併せて冬季間の副業のモデルケース、こういうものを示し、町外の方へもPRしてはどうかと思えます。現在、収入の見込める作物としては、例えばカスミソウであったり、隣の金山町では赤カボチャ、あるいは柳津ではトマト、キュウリ等の農産物が作物としてつくられており、また只見では薬草がつくられ、大学と連携されているようであります。そういう収入の見込める作物についてお伺いいたしますとともに、冬季間は農業ができませんので、冬季間の副業、そういうモデルケースを考えてはみませんかというようなことです。

そして5点目、できた農産物の販売として、道の駅の利活用について。現在こまなかせという出荷団体があるようですが、ほかの道の駅に比べ、種類や量が少ないような気がします。町として、指導や助言はどのようなことをしているのかお伺いいたします。

6点目、今年度新たに農業に取り組まれる方が来られたということは、大変喜ばしいことだと歓迎いたします。今後、農業をはじめ1次産業を継続・発展させるためには、個人個人ではなく組織化あるいは団体化していくことが、継続していくことの考えも、継続していくことかと考えます。このことについてお伺いをいたします。

次に、大きな項目の2点目になります。

職員のコンプライアンスについてであります。

コンプライアンスとは、今さら申し上げるまでもありませんが法令遵守、規則の遵守と言われております。最近はいろいろなハラスメントの問題がマスコミ等から聞かれます。また、事務的なミスも報じられております。町民に開かれた役場であるとともに、また職務上の守秘義務も課せられております。そこで、職員に対してのコンプライアンス研修について、いつ、どこで、講師は、内容はどのように行っているのかお伺いいたします。

以上、大きく2点について質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 町長。

○町長 2番、青木議員のご質問にお答えします。

第1項目めの第1点の相続登記義務化についてですが、議員ご指摘のとおり、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続によって不動産を取得またはその所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記をしなければなりません。令和6年4月1日以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが、義務化の対象となり、正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料の適用対象となり、町では広報紙に掲載し、皆さんに周知しているところであります。

進捗状況についてでございますが、相続登記は原則として権利者が行うものであり、権利者の状況も個別に違いますので、詳細については把握しておりませんが、登記がなされた結果については、毎月法務局より登記済み通知書をいただき、それに基づき土地台帳等の加除修正業務を行っていますが、件数は例年並みとなっている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、農地集約に関してですが、農地法第3条の3では、相続等により農地に関する権利を取得した者は、遅滞なく農地の所在する市町村農業委員会に届けなければならないとなっております。この届により、農地相続等の権利取得状況は把握できません。

農業委員会においても、今年3月の広報みしまで相続登記義務化についてお知らせをしており、今年も、今後も定期的に相続登記義務化と農地取得届についての広報に努めてまいります。

第2点目は、畑の基盤整備についてです。水田の基盤整備は一通り終了しておりますが、畑については、議員ご指摘のとおり、基盤整備計画は現在ございません。連続して活用できる優良な農地については、現在桐の里産業が集約して、エゴマ栽培や冬季間の雪下キャベツ栽培を行っており、集約することにより生産の効率化を図り、それらを活用し、加工販売を行っております。

3点目の農地への樹木伐採については、過去に農地であった箇所が耕作放棄地となり、植林された箇所が町内には多く見られる現状であります。森林は、伐採して農地などの林

地以外に転用する場合は、面積に応じて許可や届出が必要となります。また、町が実施した場合に、国、県の補助対象事業に該当はしません。なお、森林を伐採後に農地に転用する場合には、抜根や整地等の作業が大変となることから、現時点では、町事業による農地造成は考えておりません。

第4点目の収入を見込める作物と冬季間の副業については、一つの例として、カスミソウ栽培が考えられます。現在、町内に移住し、研修期間を経て独立してカスミソウ栽培を行っている2名の方が春から秋にかけて出荷を行っており、その方が所属する昭和かすみ草振興協議会では、G Iと言われる地理的表示保護制度を取得し差別化、あるいは高付加価値化を図り、昭和かすみ草としてブランド化し、関東圏はもちろん、西は関西、九州方面まで出荷しており、令和5年度は全体で約6億5,000万円を出荷し、三島町だけでも約2,700万円を出荷し、収入の見込める作物となっております。冬季間の副業としては、除雪が考えられます。特に後継者不足に悩まされる仕事で、そのため町では、除雪に必要な免許等の取得の支援も行っております。これらのことが一つの例として考えられますので、今後農業等の移住、就農者相談会やホームページ等を通じてPRしてまいりたいと考えております。

第5点目の、産直こまなかの道の駅での販売については、特に町としての指導、助言は行っておりませんが、総会等にはオブザーバーとして参加しており、また毎年、会津坂下農業改良普及所で行われている会津坂下地域産直加工ネット研修会に参加し、栽培・販売等について情報交換を行っております。

出荷についている品目については、個人での小規模栽培が多いため、作付する品目も代表的な夏野菜や秋野菜となり、どうしても重複してしまうことが否めません。そういった点からも、出荷する品目については、生産者間で調整するよう仕組づくりが必要かと考えております。

6点目の、組織化・団体化については、今後高齢化により離農者が増え、耕作放棄地が増える恐れがあります。これらの受皿として、一つは桐の里産業があり、水稻で約5ヘクタール、畑作等で約7ヘクタールを耕作しており、町の第一産業の一翼を担っております。今後数年以内に、水稻においても離農者が増える恐れもあり、畑地においても小規模なものが多いため、点在した形で耕作放棄地が増える恐れがあります。耕作放棄地を少なくするためには、できるだけ農地を集約し、効率よく栽培・出荷していくことが大切であります。また、今年度進めている地域計画策定では、今後10年間の三島町の耕作についての地図をつくってまいります。その際には、少なくとも現状を維持し、これ以上農地を荒らさない計画をつくってまいりたいと考えております。

続きまして、職員コンプライアンスの件についてでございます。議員ご指摘のとおり、法令・規則の遵守は、行政運営を行うに当たり、最も基本であります。また、公務員として倫理や社会的規範などについても実施しなくてはなりません。

議員ご指摘のコンプライアンス研修についてですが、当町においても、町独自で、研修会という形式での実施は行っておりません。

当町における職員コンプライアンスについてですが、まず職員採用の際に公務員として

宣誓をし、その責務を自ら確認し、入庁後に総務課長より地方公務員、三島町職員としての法令遵守あるいは倫理の遵守、社会的規範について指導を行います。また、当町では、福島県自治研修センターに職員を派遣し、職歴、役職に応じて研修を積極的に受講させており、その研修の中で、コンプライアンスについても研修を実施しているところでございます。

しかし、近年、議員ご指摘のとおり、ハラスメント問題や、職場内外で発生する不正・不祥事など、その対応も多種多様になってきているのが現状であります。このことは、最終的には公務への信用を失墜させることにつながりますので、今後はコンプライアンスの徹底に向け講師を招聘し、研修会等も実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問を許します。2番、青木喜章議員。

○2番 まず、登記の問題ですけれども、原則として権利者が行くと。ありきたりの答弁かと思いますが、ちょっと内容は違うかもしれませんが、例えば大谷バイパスのときに、役場サイドで登記に関する大変な協力をし、工事が進んだというような経過もあります。

民間主導、行政主導という言い方がいいのかどうかは分かりませんが、町が積極的に、やはりこういう登記関係を進めることを促していけば、ひいては町で行う公共工事等々にも跳ね返るものと思います。それらを含めて、再度町も積極的に登記について協力、関わる、いかがでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 ただいま議員ご指摘ありました件ですけれども、確かに登記、いわゆる権利者が行うということは、そのとおりでございます。

今、大谷バイパスの例を挙げていただきました。大谷バイパスにつきましては、本当に町と同盟会、地域の方々が同盟会をつくりまして積極的に推進した結果、今年度、未買収地につきましても今首尾をかけまして、進んだという経緯もございます。やはり、そのためにはまず登記というのが大事でございます。

農地関係、若干調べました。そうしますと、やはり、例えば今いる方の祖父であったり、その前の方とか、本当に登記が進んでいないというのは感じております。その方というのはやはり町外へもう出ていて、こちらにいらっしゃらないという方が多いということもあります。

やはり登記、土地関係につきましては、固定資産税という町の重要な財源の部分でもございますので、ちょっと今、私も記憶にあるんですけれども、例えば固定資産税の通知の際にそういった登記関係のことについての啓発、そういったものの文書を入れて、登記を進めていただきたいというようなことを、まずファーストステップかと。いわゆる権利をお持ちの方の中に、登記をしなければいけないんだという、まず意識を持っていただくことから始めていきたいと思っております。そうしないと、やはり知らないという方、多数いらっしゃいます。登記義務化になったと。3年以内に登記を、いわゆる相続のことを知ったときから3年以内にやらなければならないということを知らないという方もいらっしゃいますので、まず第1弾としまして、町民課でそういった連携を組みまして、そうい

った土地、権利者の方にまずお知らせして、知っていただいて、動いていただくというように努めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 青木議員。

○2番 個人用地につきましては、今のような進め方しかないのかと思います。

共有の場合の考え方、今ある地区では、共有名義を、地縁団体であったり、あるいはNPOの団体であったりというような登記、個人名義でなくするような登記のやり方があります。共有のその土地を、個人名義のままではなく、町として地縁組織がいいのか、NPOみたいな組織がいいのか、あるいは社団法人みたいな方法がいいのか、町としてどのような方法を町内の共有の方にお勧めするかというような考えはとったことありますか、ないですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 今の地縁団体というお話ございまして、何年か前に条例を設定した経緯もございまして、やはりそういったことを、まず知らない方が恐らく多数だと思いますので、そういったことをやはり知っていただく、こういった手続があるんだと、例えば西方なんかはもっと大きい、共有財産管理会ということでお持ちでございます。そういった方々、いわゆる100名を超える方がいらっしゃればなかなか相続関係、まとまらなければ進まないということも存じ上げております。それを地縁団体にすることによって、いわゆる会長の判こ一本で登記が変えられるというようなこともございまして、今まで町として取り組んだ経緯はございませんが、そういった地縁団体等の関係のことを通していわゆる相続登記、そういったものを進みやすくするようなやはり仕組みというか、まずは知っていただくというようなことをきちんと進めていければというふうに考えてございます。

○議長 青木議員。

○2番 この登記、それこそ一番元の元になります。町のいろいろな事業を進める上でも、登記ができなくて事業ができませんというようなことのないよう、ぜひとも町も積極的に登記の義務化をPRし、速やかに登記できるよう指導していただければと思います。よろしくをお願いします。

2点目ですが、全て、登記も絡んできますけれども、畑の基盤整備、何年か前にもお伺いしたことがあります。計画はありませんと、はっきりしたお答えです。でも、何点目かの質問の中では作物栽培等々、やはりある程度の規模のまとまった耕地がなければ、これらの農業経営はできないと思います。

今杉、畑、地目畑に樹木が植えられ、30年も50年も経った林ですと厳しいかもしれませんが、まだそこまで木が大きくなり、原野の状態の耕作放棄地も相当見受けられます。それらについても全く計画を考えないということですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 確かに、農地に植林して、杉が植わっているような状況の農地、多数ございます。何年か前に農業委員会でも調査しまして、いわゆる非農地化というようなことも、したこともございます。

そちらにつきましては、今のところ、先ほど申しましたとおり、農地につきましても、そういったこともございませんので、今現状で今すぐどうのこうの、いわゆる農地に植わっている例えば杉を切って、さあ再び農地化するというようなことは、今のところは、ちょっとすみません、考えていないというか、計画はございません。

○議長 青木喜章議員。

○2番 以前からこの畑の基盤整備は考えないということですが、そういう登記等々の問題なのか、それとも町としての金の問題なのか、どちらで考えますか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 まず、先ほどの話に戻りますけれども、やはりまず登記を進めることが第一かと思います。

結局、こちらにいらっしゃる方であればお話も進めやすいかと思えますけれども、例えば遠方にいらっしゃる方で、かつ、いわゆる権利者関係の方が多数いらっしゃるような畑なんかですと、なかなか難しいのかということもございます。

例えば、ちょっと話ずれるかもしれませんが、空き家の関係でもそういったトラブル、いわゆる権利者、きょうだい間でのトラブルがあったというようなことも、町の、例えば解体とか改修関係でもあった例もございますので、一概にお金の関係、以前よりもまずはそういった相続関係をきちんと明らかにしていただかないと、時間がやはりかかるというようなこともございますので、そういったことも含めたまず環境整備、いわゆる登記というような部分の環境整備をつくっていくということが第一かというふうには考えます。

○議長 青木喜章議員。

○2番 そうしますと、何と言いましても、基本は登記ということになると思えます。ましてや、これから空き家も増えるし人もいなくなるということですので、ますます登記はできなくなる。そうすると、事業もできなくなる。どうにか考えようと思いませんか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 考えないというわけではございません。

これから、先ほどの答弁にありましたけれども、最後のほう、地域計画、要は今後10年間、農業に関する、いわゆる耕作地、どのように今後荒らさずに生かしていくかというようなことを、今これから進めてまいります。

先日、9月2日に、水田関係になりますけれども、中山間と多面的機能のいわゆる協定の関係の説明会を行いました。この内容でございますが、5年ごとに、中山間と多面的につきましても計画期間を定めてやってございますが、やはり近年いわゆるできない、今後継続できないという地区も現れ始めておりますので、そういったところが1地区できなくなってくると、その地区が荒れてしまう。そのためにはどうしたらいいかということで広域化、いわゆる三島町全体で中山間の協定とか、そういったところを組もうという、この前お話しをしまして、現在次のステップ、皆さん、各、例えば中山間ですと12団体、多面的ですと5団体ありますけれども、全ての団体が入っていただくことによって、例えば人のやりくり、例えば、大きい地区ですと西方とかあります。そういったところが、例えば間方方面へ、人手が足りない、草刈りができないというところに人を派遣するとか、そう

いったような取組もありますので、全く考えていないわけではないです、水田については、
ですので、農地についても、そういったことを何かできないかということは、考えてい
かなければならないということは考えてございますので、全く考えなしではないというこ
とをご理解いただきたいと思います。

○議長 青木喜章議員。

○2番 この前の新聞でたまたま見かけましたが、相続土地国有化、相続土地国庫帰属制
度、詳しくは、私もまだこの新聞見ただけです、町のほうでどの程度理解されている
かとともに、町で実際このような問合せ等々あったのかお伺いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 ただいま青木議員からご質問があった国庫の帰属制度でございますが、私た
ちのほうも、登記のほうの、町民課でも確認はしておりますが、なかなか国のほうが土地
を引き受けるという制度でありまして、ただ中身を見ますと、この後、河越議員のほうに
も答弁させていただきますが、まず相続または遺贈された土地であって、ただそれに対す
る要件がありまして、建物が建っていたり、境界が不確定であったり、担保が設定されて
あった土地はまず対象にならないということになっております。なので、先ほどから産業
建設課長が言っているとおり、土地が登記になっていないとか、境界確定がないとかって
いう部分で、なかなかちょっと申請するには大変な制度なのかと思いますし、その後、審
査をした後、10年分の土地の管理手数料を支払わなければいけないということで、また金
額も変わってくることで、そういう大変な制度になっております。

それを、何とかこれに登録したいという、申請したいということは確認をしております
が、そういう部分で、何かいづれ国が預かってくれるのではないかなんていうご意見は
町民の方からいただいておりますので、この制度をもしやるときは、もう今後いろいろな
場面でPRしていきますが、なかなか大変な制度であるということは理解しております。

○議長 青木喜章議員。

○2番 この登記は、それこそ時が進めば進むほど人もいなくなる云々の話をすれば、厳
しくなるばかりであると思います。やはり町としてもいつか決断して、国有化でなければ
町有化、公有林みたいな感じで引き受けるような方法等々を考えていく時期ではないかと
思います、いかがお考えですか。

○議長 町長。

○町長 今両課長が答弁した点も大事だと思うんです。

ただ、この前、休暇を利用して昭和をずっと上がってきたんです。カスミソウを見たり。
ほとんどは昭和の人がやっていないんです、カスミソウづくりっていうのは。ほとんどが
ほかから入ってきた人ばかりで。開拓パイロットやったのと、ダイコンつくったところも
どんどんカスミソウになったりなんかして。だから、例えばあの土地の問題で、ほとんど、
今度はトンネルできたから美里の人が来たり、あるいは会長なんか若松なんかから来たり、
そういうようなことが多いというのは一つです。

だから、ただ可能性としては、やはり農業も第1次産業は大事だというふうに考えてお
りますので、うちのほうも2人、先ほど申しました、2人残っています。ただ、そういう

ものを先行事例として私もやりたいとか、そういうことも町としては、農業は進めたいというふうに考えておりますので、例えばそういうことが、人が入れば、ある面では大登の平とか、あるいはいろいろな檜原の平とか、そういうことを含めて、やはり考えていかなければ駄目だけではなくて、可能性としてはそれが残るということになれば、やはり人口減少ということ、あるいは高齢化という問題に、ある面では対応できる一つの視点かというふうに考えておりますので、ある面では青木議員、あるいは今回河越議員もそういう課題が出ておりましたので、大事な視点かというふうに考えておりますので。

例えば、あとは何やというと、人口が減ると商店街もあれだ、あるいは建設事業も駄目だと。そうすると、やはり農業という一つのバランス、三角形のバランスをつくりながら町の振興を考えていくというのは、これから大きな我々の課題だと思うんです。

だから、マイナス思考じゃなくて、可能性としてはやはり1次産業なんだと。1次産業がきちんとすれば2次産業と、2次産業が、うちのほうだと、ある面では建設業です。そうしますと、やはり製造業はほとんど、例えば、エース電子だとか、なにかって皆ほとんど外国へ行ったり、また日本に帰ってきたりして、非常に不安定だと。そうしますと、やはり1次産業あるいは2次産業の建設業をしっかりしながら、やはり地域をつくっていくと。そしてあとはサービス業、第3次産業というのは、うちのほうでは大体60%ぐらい人口の構造がいますから。そういうものを含めてやはりやっていかなければならないということで、一つの可能性としては1次産業があるというふうに考えておりますので、特別駄目だということ否定するのではなくて、やはり課長の答弁、考えでおりますと、そういうことを含めてやはり議論していかなければならないという、そのときはやはりまちづくりの一翼を担う議員さんも含めて一緒に、あるいは農業サイドの人たちも含めて一緒にやっていかなければならないというふうに考えておりますので、なおご了解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 青木喜章議員。

○2番 土地関係、このお話は、絶対終わりが無いと思います。

次に進みましてこの作物、先ほどからカスミソウの話が出ております。私は、例えば金山の赤カボチャ、あるいは只見町の葉草、シャクヤクだったかと思います。そういうふうにもいろいろなところとの連携を含め、作物を栽培している町村があります。カスミソウも含めてですが、三島町も今までいろいろな作物に取り組んだ経過があることは記憶しておりますが、これぞと言って定着したものはありません。山菜も含めてですが、再度三島町で取り組む、何年か前にザーサイをやってみようというような答弁もいただいたことはありますけれども、それも定着はしていないのかと思います。もし、今考えている作物があれば教えてください。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 議員ご指摘のとおり、今現在カスミソウが、昭和4町村で組みまして、広く販売しているところでございます。

カスミソウ以外といいますと、なかなかぱっとは来ないんですけども、今ちょっと、

議員御存じと思いますが、小さな取組であります、落花生を今始めております。今現在メンバー10名ほどおりまして、月に二、三回集まりまして、草むしりやったり、土寄せやったり、昨今ですとちょっと猿の被害を受けたものですから、これからちょっと鳥獣対策などもやりながら進めているところでございますので。

別に落花生に今こだわるわけではないんですけれども、昔落花生、会津平でも大分栽培していて、千葉県のほうにも出荷していたというような話もあります。現在落花生なんか、喜多方のほうでもやっております、細々ではないんですけれども、それなりに収益を上げているということもありますので、こういった小さな取組をまず一つ一つ進めていきたいということと、カスミソウにつきましては、現在2名の方いらっしゃいます。そして、今そのほかにも1名の方が町外から、ちょっと三島町でカスミソウやりたいんだというような話も来ておりますので、そういったことも含めて、やはりなかなか単独でというのは難しい部分もありますので、やはり今カスミソウ、4町村で連携組んでやっておりますし、本当に販売額も年々伸びております。現在のペースでいきますと、昨年同月比でいくと105%ほどの伸びとなっている例もありますので、あちこち手を出すよりも、まず今やっているものをきちんと一つの形として大きなものにしていく。例えば、金山の赤カボチャなんか本当にそうだと思います。あのシールを貼らなければ販売できないというようなところまでブランド化させているところもありますので、そういったところで、まず、あちこち手を出さないで、きちんと現状のものを一つ一つ固めていくというところを進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長 青木喜章議員。

○2番 今落花生という話し出ましたけれども、三島町には農協の山菜加工場があります。山菜の生産額、どのくらいですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 山菜の生産額、すみません、今ぱっとは把握しておりませんが、春先、4月、5月、6月ぐらいにかけまして、みしま宿等々でも販売されております。そちら、どちらかという、確かに生産はしておりますが、すみません、金額を把握しておりませんでした。

山菜加工につきましては、以前はロシア産とかそういった海外ものを使っておりましたが、今会津平とか国内産を使って加工しているというところでもあります。

そして今年度、桐の里も何かワラビ、ちょっと来年からやってみたいということも話ありましたので、ちょっと今年秋にも分根とりに行ってみて、ワラビのまず根っこを採取して、植えていけて、そしてそれから広げていくということも、先ほど言った農地の利活用にもつながると思いますので、すみませんが、お答えになったかどうかあれなんですけれども、まずちょっと山菜の金額については把握できていませんというところでした。

以上です。

○議長 青木喜章議員。

○2番 山菜の、放射能の影響を受けている品目は何ですか。

○議長 産業建設課長。

- 産業建設課長 現在コシアブラ関係、コシアブラがまだ出荷制限かかっております。その他の山菜につきましてはモニタリング、年に1回、出荷1キロもって、それをもって出なければ流通できるというようなことになってございます。
- 議長 青木喜章議員。
- 2番 キノコは大丈夫ですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 キノコは、時世のものでいくと、マイタケ以外のキノコはまだ出荷制限、いわゆる露地物がかかっているような状態でございます。
- 議長 青木喜章議員。
- 2番 何時まででしたっけ。
- 議長 32分までです。今15分です。
- 2番 栽培作物等々についてはですが、産直こまなかせ、メンバーとしてどの程度いらっしゃいますか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 町内の方と町外の方いらっしやいまして、町内の方が今把握しているだけで29名、もしくは組織、農家29。そして、町外の方が28名、若松、柳津、金山とか、そういった方が加盟しておりますので、合計57名の方が加入してございます。
- 議長 青木喜章議員。
- 2番 こまなかせの組織としては、総会等が行われているということですのでちゃんとしているんだと思いますが、総会、予算規模、どの程度を扱っておられますか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 令和5年度の決算書を見ますと、昨年度でいくと約150万円ほどの収入と支出となっているところでございます。
- 議長 青木喜章議員。
- 2番 道の駅、どこもそうかと思えますけれども、出荷団体の中で恐らく販売をやっているのかと思えます。
- 今ほど町内29人、町外28人ということは大体半分半分で、この出荷者の要するに手数料といえますか、賦課金といえますか、そういうものの金額が150万円って考えてよろしいですか。
- 議長 産業建設課長。
- 産業建設課長 年会費が2,000円とってございます。そちら、あとは入会金1,000円、新たに入る方が1,000円。そして、歳入でいくと繰越金が多いというような状況でございます。そのほかは、あと事務費とか事業費とかでなっております。
- 議長 青木喜章議員。
- 2番 要するに、先ほどからこの物を売って金になる、そういうためにこのこまなかせを利用すべきだと私は考えます。
- 今言ったような、この団体人数の中でこれだけの収入っていうことは、要するに、飯の種になるほどの売上げをしている方はいないと思います。そういう、ただ、要するに、例

えば少し山菜がとれだから売ってみるか、キノコがちょっととれたから売ってみるか、そういう程度の利用の仕方っていう考え方ですね。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 すみません、先ほどの150万円というのはちょっと一旦訂正させていただきまして、いわゆる会の運営費のことを説明してしまいました。販売額、恐らく議員聞かれたのは、販売額のことよろしいでしょうか。

それでは、訂正させていただいて、令和5年度販売額につきましては約1,650万円ほどございます。

○議長 青木喜章議員。

○2番 そうしますと、これだけの販売額があるっていうことは、何人かは分からないですけれども、多少収入になっている方もおられると。このこまなかせを頼りにしている方がおられる、そういう理解でよろしいですか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 多分、そのようにとれるところもあると思います。

会としましては、年に1回は必ず作物を出さないといけないというような決まりもあるようです。出さないといわゆる除名されるということもございますので、やはり皆さん何かしらつくって、売って、収入を得ている。

そして、個人の方の金額につきましては、そちらはつかんでおりませんが、いわゆるこのような金額であれば、何かしらのやはり生活の足しとかそういった、次の作物をつくるための肥料代とかにもなっているかというふうに考えます。

○議長 青木喜章議員。

○2番 ぜひともこの町内29人の方々は、もちろん情報交換も必要ですが、この道の駅を利用し、販売し、なおかつこの答弁にありますように、重複してしまうものについては農協の山菜加工場を活用するとか、町内循環型食品製造販売、ぜひともそのような仕組みづくりという答弁ありますので、私も常々申し上げておりますが、オブザーバー参加でなく、ぜひとも意見、指導していただきたいと思いますが、もっと深く関わるつもりはありませんか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 この場ですぐにぱっとお答えできない部分であると思いますので、今後まず会の方とお話ししてみる、そして道の駅とも関わりありますので、そういったところで、皆さんでまずお話しをしてみたいというふうに考えてございます。

○議長 青木喜章議員。

○2番 私の希望とすれば、今現在の道の駅が、入って左側の物販のほうが生産直のものであふれ、右側にお菓子とか土産物が並ぶような、そんな道の駅を期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 その点につきましても、指定管理者であるマルシェみしまもありますので、この場でそうしますとかは言えませんが、それにつきましても、やはりほかの道の駅

とか参考にして、店にいらっしゃった方がぱっと見て買いたいというようなことにつながっていくような、そういった売場ができればいいというふうにも考えますので、そういったことも含めまして、担当である地域政策課、そして道の駅、マルシェみしま、そして産直こまなかせ、そしていわゆる生産者である方々と、そういったことでお話しを今後してみたいというふうには考えてございます。

○議長 青木喜章議員。

○2番 駐車場も広げたわけですし、屋根のある通路もありますので、軽トラを活用した外での販売であったり、いろいろな意味でのPR、販売をぜひとも考えていただきたいと思います。

それらを発展させるための、6点目なんです。

桐の里産業という名前は出ますけれども、私はそこを心配しているんじゃないくて、各地区地区にいる、個人でやられている方を私は心配しております。一人で何町歩もやっている方、もし病気があったり、けががあったり、年齢であったりで私辞めましたといたら、次の日から田んぼ、畑ができなくなります。そこを私は心配して、組織か団体かっていう言葉を出しました。全て桐の里産業が、この三島町の耕作地をできるかと。絶対無理だと思えます。そこを、桐の里以外のことで考えておられるかお伺いします。

○議長 産業建設課長。

○産業建設課長 3月の一般質問の中と、あと6月の一般質問中にありました、中川の農地の件とも絡んできます。その方は中川沿線、西方中心にやっている、大規模にやっています。確かにその方とも昨年からずっとお話ししているのですけれども、なかなかそんなに長くは続けられない部分もあるからということで、まず第一義的に、いわゆる農業の担い手として、大きなものとしては桐の里がありましたので、桐の里産業を交えて、そして大登の地権者の方々も交えてお話しをしているところであります。

今年度も、そちらにつきましては、これから収穫時期を迎えます。収穫終わった後に、また今後の意向なども含めて確認をしていく。そして、議員のおっしゃるとおり、なかなか桐の里産業、現状ではなかなか手が回らないというところもあります。いわゆる耕作、水稲、作付している以外でも、いわゆる保全管理で相当な、10町歩近くもやっているところありますので、そういったところで、先ほどのいわゆる中山間の協定、多面的の広域化ということもありますので、そういったところからまず一つ一つ話しをしていって、最終的にやはり広域化、集約化するしかないのかというふうにも考えますので、今すぐこうこうだからってということではなくて、今一つ一つステップを重ねていって、最終的にはやはり農地を荒らさないで維持していく、水田を保っていくということを前提に考えていきたいというふうに思っております。

○議長 青木喜章議員。

○2番 すなわち組織化、団体化すれば、補助であったり助成はなおさら受けやすいかと思えます。

この時期ですからなかなか話合い等々は、作業したりという中ですので、冬季間いろいろな方と十分に話合いしていただき、今後の三島の農業を守っていただくために話合いを

進めていただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この一連の問題、全ては登記の問題に戻るかと思いますが、あくまで原則権利者が行うという問題でなく、町としても真面目に、本気で取り組んでいただきたいと思います。

大きい2点目です。職員のコンプライアンス。

研修、行っておりませんか。私たち、別な組織では、役員・職員等々、年1回必ずコンプライアンス研修を受けております。やらなければならない、組織として、ではないのですか。違いますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 やらなければならないということで、今青木議員から、今回質問でもお話しされたとおり、いろいろな部分でやはり今ハラスメントであったり不祥事が多発している部分もあります。それは私たちの町でも、私の町ではないということではないので、やらなければならないですが、やる方向で進めていきたいということで、町長答弁したとおりでございますので、今後議員からご指摘のあった研修会を、町のほうで進めていく方向で検討してまいります。

○議長 青木喜章議員。

○2番 やる方向で進める。やっていた。ですね。

○議長 総務課長。

○総務課長 町長答弁のとおり、研修会、議員ご指摘の、町で、町職員対象だけにした研修会というのは、うちのほうでやっておりません。各、それぞれの自治研等とかの研修で、個人個人でやっていただきながら、町長からは、朝礼とかそういう部分であった場合は、皆さん気をつけるようにという指導はありますが、研修としては実施しておりませんでしたので、今回議員のご指摘もありますし、今後こういうことが多発している中では、当町としても考えなければいけないというふうに考えております。

○議長 青木喜章議員。

○2番 ぜひとも課長、管理職レベル、あるいは一般職レベル、いろいろあるかと思いますが、やっておりますでしたというような答弁じゃなく、年、何月何月、このようなコンプライアンス研修をやりました、そういう報告をいただけることを、期待ではないです、お願いします。

ということで私の質問を終わりますけれども、最後に、いろいろ質問させていただきましたけれども、一般質問、この三島町どうしていくべ。本当に、本当に消滅可能性となったときにはどうすんべってっていうようなことの観点からも含めて、この町のことについていろいろ意見であったり質問であったりさせていただいております。議会のための質問でなく、この町をどうにかしなければならぬであろう、どうにかしていきたい、そういう意味での質問でありますし、意見であります。議会が終わったからはい答弁終わりだというような考えではなく、本当にこの町どうしていきましょう、どうして存続させましょうというようなつもりで質問をさせていただいておりますので、ぜひとも今答弁いただいたようなことは、今後につながる、あるいは発展する、そういう議会であり、答弁であっていただきたいと思いますということをお願いし、質問を終わります。

○議長 2番、青木喜章議員の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 11時45分まで休憩といたします。(午前11時32分)

◇ ◇ ◇

○議長 再開いたします。(午前11時45分)

次に、5番、河越昭利君。

河越議員の持ち時間は、ただいまから12時45分までといたします。

○5番 5番の河越昭利です。今日は、3点質問させていただきます。

まず1つ目、役場の職員の居住地についてです。

当町でも人口減少が問題であり、町が消滅する可能性があるかと予測されました。その中で、現在役場職員の数が76名、町内在住がうち50名、町外在住26名と、多くの職員の方が町外に住まわれております。人口減少、子供の数も減少していることを考えれば、今後も町外からの職員採用が増えてくると思います。

そこで、役場職員の皆様も人口減少対策に必死に取り組んでいらっしゃると思いますが、まずは町職員が三島町に住所を定め、町民とともに生活をしていくことも人口減少対策の一つと考えます。このことについて、町長の考えをお伺いしたい。

そして2つ目です。ごみの排出量の制限についてです。

先日、会津若松市に建設中である新ごみ焼却施設の稼働に際し、管内の10市町村で、燃やせるごみの排出量の15%の削減が必要だと報道がありました。また、ごみ削減の15%の目標値に届かない場合、ごみの受入れの制限の可能性もあるとのことでした。先ほど広域整備局の報告でもありましたが、来年度から使用料の値上げも検討されているとのことでした。

その中で、各市町村のごみの目標減量率も示されており、多くの自治体が6%から7%の減少率であるのに対し、当町、三島町の減少率は29.4%と、高い目標でありました。この数値だけを見れば、三島町のごみの排出量がほかの市町村に比べて多いのではないかと感じてしまうのですが、なぜ三島町の目標の減少率だけが高く設定されているのか、その理由をお伺いしたい。

そして3つ目、土地の相続、その後の土地の問題についてです。

先ほど青木議員からも質問がありましたが、私は少し違った視点から質問させていただきます。

今年の4月に、相続登記が義務化されました。私の住む桑原地区でも供用地の登記、これを進めております。その中で、現在桑原地区には住んでおられない方から、個人所有の財産も含めて土地を手放したい、こういった話も耳にします。

先ほど説明もありましたが、管理ができなくなった土地を国へ返還する国庫帰属制度というものもありますが、審査が厳しく、費用も高額になることがあるため、ハードルがとても高いようです。そこで私が心配していることが、その土地、財産を第三者に売却されてしまうこと、これを心配しております。

今では、土地の売買が簡単にできるマッチングサイト等があり、地目や面積は様々ですが、とても安い価格で取引されています。その土地の購入者は希望する物件が安く手に入り、現在の所有者にとっては不要な土地を処分することができる、こういった仕組みのマッチングサイトです。現在の日本の法律では、日本人だけではなく、外国人の方でも土地を買うことができます。桑原地区や三島町の将来のことを考えると、こういったマッチングサイト等に登録され、土地を売られてしまう、このことにとっても不安を感じます。

また、ある自治体では、防災の観点から、行政が森林の引き取り管理を行っているというケースもあります。引き取った森林を整備し、切り出した木材を販売することにより、管理費を賄う予定とのことでした。

今後高齢化や世代交代が進んでいけば、土地、財産、これを手放したいと考える人は増えてくると思います。この問題に対する町長の考えを伺いたいです。

以上、3点について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 河越議員のご質問、第1項目のことについてお答えします。

まず第1項目の役場職員の居住地についてですが、議員ご指摘のとおり、役場職員が町に住むことは重要なことと認識しております。人口対策としてはもちろん、職員も一住民として生活しながら、様々な場でコミュニケーションを図ることがよい仕事にもつながると考えております。

しかしながら、職員の出身地や居住地の構成は変化してきました。以前は町外出身者はほとんどいませんでしたが、その割合は年々増加し、直近10年間で採用された正規職員の20名のうち16名が町外出身者であります。おのずと町外在住も増加傾向にはなっています。この状況は、通常の公正な採用試験を行う中で自然と変化したものであり、町出身者の応募が非常に少ないことも要因であります。県内の特に町村において、同様の傾向があります。しかし、町外から移住し町営住宅や空き家を借りて居住している職員、家庭を築いている職員もおり、心強く思っております。

しかし、住居を確保できない場合もありますし、本人の家庭環境などが影響することもあります。役場職員は、町に住むことは重要ですが、町外在住であっても、当町のために働くことを志望して入庁した職員が三島町をつくる一員として育成されることが、さらに重要なことと考えております。

続きまして、2項目めのごみ排出量の削減についてでございます。

新ごみ焼却施設稼働に伴うごみの排出量削減につきましては、8月に開催された会津若松地方広域市町村圏整備組合の定例議会の一般質問において、全体で、令和5年度の燃やせるごみの排出量15%の削減が必要と答弁されたところでございます。

新ごみ焼却施設の処理能力は、構成する各市町村が令和2年度に設定した排出量の目標値合計が設定されており、この目標値を基準として令和5年度の排出量と比較した結果、本町は29.4%という数字となり、議員ご指摘のとおり、必要削減量が構成市町村の中では最も高くなっております。

要因としては、本町の目標値を他市町村と比較して厳しく設定していることとあります。

本町が目標とした年間排出量は257トンであり、1人当たり1日排出量にすると513グラムとなります。一方、構成市町村における1人当たりの1日の目標排出量の平均は723グラムとなっているため、目標値を基準として試算しますと、必要減量率は他市町村と比べると高い数値となってしまいます。また、計画作成当時の本町の1人当たりの1日の排出実績量は構成市町村の中で最も高い数字であったことも要因の一つでございます。

実際には、令和5年度における関係市町村から排出された燃えるごみの年間実績量は5万2,822トンであり、これを令和6年3月1日現在の構成市町村の人口で計算すると、1人当たり1日の排出量は853グラムとなります。これに対して、本町の年間の排出量は約363トンであり、1人当たりの1日の排出量は721グラムとなりますので、本町の燃えるごみの排出量は極めて高い状況ではないことを申し上げます。しかしながら、新ごみ処理施設の処理可能排出量より高い排出量となっておりますので、構成市町村一丸となり、燃えるごみの減量化に努めていかなければなりません。

本町としては、水分を多く含む、排出量への多大な影響を及ぼす生ごみを減らすことを第1の目標とし、8月より生ごみを土に返す、キエーロと呼ばれる装置のモニターの募集を開始し、本格的に実験を開始するところでございます。また、資源ごみの取組についても再度見直し、ごみに関する説明会なども開催し、町民一丸となつてごみの減量化に努めてまいります。ごみの減量化が進めば、経費的にも節約することができ、町民の有効な活用に充てることも可能となりますので、町民の皆さんのご理解とご協力の下、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、相続と土地の問題についてでございます。青木議員とダブるところもありますけれども、なお答弁させていただきたいと思っております。

第3項目、相続と土地の問題についてですが、土地相続登記については、全国的に問題になっており、議員ご指摘の海外資本による森林用地への購入や再生エネルギー施設用地取得などの報道も確認しております。当町でも、各種事業において土地問題が課題となり、その多くが相続完了しない事例でございます。特に、何世代にも遡る事案については、その対象者が多くなり、個人では手続が難しく、また専門家に依頼すると費用もかかることから、登記を先延ばしにするという悪循環になってきたのも現状でございます。

今年4月から登記が義務化になり、相続を知り得た日から3年以内に登記完了するよう指導されておりますが、現状は難しい状況でございます。議員ご指摘の国等での管理ができないかにつきましては、国では国庫帰属制度を新設し、相続または遺贈により取得した土地であることを前提に申請を受け付けようとするものですが、審査があり、そもそも建物が存在する土地、境界不明地、担保設定用地などは対象外となるようでございます。加えて、10年分の土地管理費担保額を負担しなくてはならず、ハードルの高い制度であります。町においても、土地を引受けるということはありません。まず個人財産であることをご理解いただき、その管理、整理は個人で行っていただくものでございます。

議員ご指摘のように、町が引き取り管理を行う事業につきましては、森林事業において森林整備ができない方へ、その意向確認により、森林環境譲与税を活用し、町が森林環境管理を代わって行う制度がありますが、土地を預かるということでございますのでご理解

ください。

土地の相続登記の問題については、高齢化が進む中で、土地環境と状況が分かっている高齢化の方が少なくなっており、問題がさらに複雑になっていくのは明確であります。当町としまして、今後の公共事業等にも影響が出てくることも想定されますので、国や県に対し、土地相続に関しては、まず法制度見直しによる登記簡略化や新技術を活用した境界確定制度、そして財政支援について、国県に対して要望してまいりたいと考えております。

以上です。

- 議長 お諮りいたします。昼食休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長 ご異議なしと認めます。よって、午後1時5分まで昼食休憩といたします。(午後0時12分)

◇

◇

◇

- 議長 再開いたします。(午後1時05分)

これより、5番、河越昭利議員の再質問を許します。

なお、河越昭利議員の持ち時間は、ただいまから13時48分までといたします。

河越議員。

- 5番 先ほど町長のほうから答弁ありました役場職員の居住地について、このことについて再質問いたします。

直近の10年間の採用職員20名のうち町内、三島町の出身者が4名しかいない。このことには非常に驚きました。若者が減少、子供も減少している中で、今の状況を考えますと、今後も町外からの採用が増えてくるんだらうということは想像できます。

しかし、自然災害や火災など、主に夜だと思いますが、これが発生したときに、本来先頭に立って対策を行わなければならない人が町外に住んでいる、町内にいないということになってしまいます。これに対しての対応などは、町のほうではどういう対応になっているのかお伺いしたいです。

- 議長 総務課長。

- 総務課長 まず災害があった場合、私のほうが指示系統ということになります。地震、いろいろな災害がありますが、そのときの基準によって、私のほうから指示をしまして、その基準によっては職員全員を出勤させなければいけないときもあります。私も、今若松に在住ということですので、基本的には、夜間とかなった場合は、町内に居住している課長に連絡し、お願いして、役場のほうに登庁していただいて、その体制を組んでいただくというような形になって、私はすぐそこから、連絡を受けた時点ですぐ駆けつけるという形になると思います。

なかなかその災害状況によっては厳しい場合もあるかもしれませんが、基本的には地元の方、私がいるときは私がやるってということになりますが、基本的には、私ができない場合は在住の課長にお願いして、町長、副町長、出ていただいて、体制を整えるということ

になっております。

○議長 河越議員。

○5番 もちろんそういった、いろいろな対策は取られると思いますので、ですが町の職員は民間の企業で働く従業員とは違い、公務員として仕事をされていると思います。先ほど町長の答弁にもありましたが、町民と生活をし、三島で仕事をし、税金を納め、町民とコミュニケーションを図ることがよい仕事につながる。これが基本、本当に基本だと思います。

しかし、現状を見ると、家庭環境とか様々な理由から町外に住む方もいらっしゃる。これは仕方ないことかとも思います。ですが、町内、町外出身者にかかわらず、基本である、公務員の基本、これの意識を持って仕事ができるように町長として指導していただく、これは町長、いかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 当然町の職員ですから、例えばここで何か火事あったらとか、総務課長から、あるいはいろいろなことがあったとして、町長出てくれとか、あるいは副市長出てくれということで、ほとんどはそういうケースなんです。だから、それはもう致し方がないと。

ただ、出たから何か、例えばそういう人がこそっと見ると、あるいは町にいろいろ税金を納め、例えばお世話になっているってことで納めたり、そういうケースも相当あるんです。ただ、本人からは言いにくいんですけれども、そういうことで頂いて、やはり試験がありますから、だから何でもいいというわけでもないところもありますし、ある面では一定の、県から来る一定の水準があって、そこを超した人が、課長とかが一応、例えば採用、2人採用するんですけれども、3人ぐらいです。やはり、あまり成績が違うと、地元の人もなかなか、やはりいろいろあったときに問題になるということで、最終的には私が判断して、この人だということをやっていることがありますし、それは前々から、私が入ったばかりの頃、初めて坂下から通うという人が受かったりなんかして、地元から通えとか何とかって首長が言っていたことも私たち聞いていますけれども、もうそこら辺、今は柳津も相当、ほとんど、7割近い職員が向こうから、坂下とかあっちのほうから通ってくるということですから、これは致し方がないのかと。

やはり、三島に勤めていますから、やはり三島をどうするのかっていう情熱だけは持っていたきたいというふうに考えております。遠くから、地元に住んでいるから、これは当然我々の大きな役割ですし、ところがほかから来た、ほかから通っているということで、やはり自分、三島がどういうふうに、三島の思いとかそういうことを、やはりいろいろな仕事の中で発揮してほしいと。

座談会をやると、今河越議員みたいに、何となく興味がわからないのね、私も見ていて。例えば、振興計画の説明をすると、どこどここと言っていて、三島に住んでいないのに分かるのかっていうニュアンスが必ずあるんです。だから、もうそれはそれで、やはり三島を思って遠いところから通っているんだから、そういうことも仕方ないのかということ考えていますので、何とかその辺はやはり町民の方も大目に見るといえるか、ある面では正規にちゃんと入って来ますから、だからその辺を見ていただきたいと。その代わり、本

人はその圧力を感じながら、地域の中で、いろいろな地域づくりとか、あるいは防災とか、全てを含めて頑張っていたきたいということで考えております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 ありがとうございます。

先ほど町長の答弁にもありましたが、まず三島町のことを大切に思う心、これが大事だと思います。そういったところを胸に刻んで、町の職員の方々には仕事に励んでいただきたいと思います。

それでは、次、2番目のごみ処理場のごみ排出量の問題に移りたいと思います。

町長から午前中説明がありました。1日1人当たりのごみの排出量は、平均すれば、三島町は広域の市町村の平均値よりも少ないということで、三島のごみの排出量が特別多くない、そういうことは理解できました。

また、家庭ごみ削減として生ごみを減らすキエーロ、この事業です。これはとても、ほかの市町村なんかでもやっている、生ごみを土に返すであったり肥料化する、これ取り組んでいる地区は多いと思います。この取組は非常にいいものだと思います。今年度は実験ということですが、来年度には実用できるようにぜひ頑張っていたきたいと思います。

そこで、家庭ごみのことは伺いましたが、続いて役場のごみ、このことについても伺いたいと思います。

役場からも、燃えるごみですと、主に書類や冊子などが大量に出るかと思いますが、役場がまず率先してごみの削減をしていかなければいけないと思います。役場はごみの削減、燃えるごみの削減について、どのような今取組を行っているのかお聞きしたいです。

○議長 町民課長。

○町民課長 河越議員のご質問にお答えしたいと思います。

役場で出るごみについてですが、今現在、基本的には、例えば機密文書、様々そういう法令的に処理してもいいようなごみにつきましては、今までは町から直接、若松地方の広域のごみ処理場に持って行って処理するという方策をとっております。

ただ、河越議員ご指摘のとおり、燃えるごみの量というのは、もちろんこの役場から出たごみの用も計量として含まれるものという形で考えておりまして、今年度からは、極力燃えるごみを出さないという方策としまして、大型のシュレッダーを1台購入しまして、基本このシュレッダーで全て処理するというような形のとり方をとって、そのシュレッダーにかけますと、資源ごみとして今度は活用できますので、資源ごみ化するというような方策を、今年度から取り組んでおります。極力若松のほうに持って行くごみの量を削減するという作戦を、今年度から取り組んでいるところでございます。

今後についても、ただシュレッダー、大型のシュレッダーといっても、なかなか地下にある場合、法的に過ぎている書類、古い書類、機密書類というのは、なかなかシュレッダーだけでは処理できないという考えでおりまして、今後は町のそういう機密文書等も直接持っていけるような今業者というのがありますので、こちらのほうも検討視野に入れまして、早急に対応しまして、役場から出るごみは一切、焼却ごみについては持っていかないという方策をこれから考えて今いるところでございます。

○議長 河越昭利議員。

○5番 ありがとうございます。

役場としても燃えるごみの削減、再利用できる資源ごみとして出せるようにという努力をしていることも、また一つ理解できました。

あと一つお聞きしたいのは、新しいごみ焼却施設の処理能力、これについてなんですが、令和2年度に各市町村が設定した削減目標、これを基に今の処理場の処理能力が決められているという記事もありましたが、これはこのとおりで間違いはないでしょうか。

○議長 町民課長。

○町民課長 議員ご指摘のとおり、令和2年に各構成市町村が計画量を出した数字が処理能力という形になっております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 ありがとうございます。

その町が設定した目標、各町村が設定した目標、これによって現在の処理能力が決められているということであれば、現在三島町の削減目標が約30%と高いわけですけれども、この目標に対して努力をしていかなければいけないとやはり思います。

ごみの削減というものは、行政だけに任せておける問題ではないと考えております。町民一人一人が取り組まなければいけない課題だと思っております。私自身もこの話をお伺いしていましたので、ごみの削減、目標達成に向けて努力をしてまいりたいと思っておりますので、引き続き町のほうでも様々な対策を考えて、目標達成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、8番目の土地相続の問題についてお聞きしたいと思います。

町長の答弁から、町としても、この相続であったり土地の売却、これが問題視されていることが分かりましたので、これは非常によかったです。

北海道では、外国資本による水源や森林の土地買収が問題になっております。また、福島県では福島市、太陽光発電の工事、あそこが土砂の流出であったり景観の破壊、これも問題になっております。

私もニュースで見たんですが、最近宮城県で、国内の企業に土地を、あれは町の土地でしたか、町の土地を売却したんですが、その土地を国内企業は利用することなく、海外の太陽光発電事業所にそのまま転売してしまったと。今裁判になっているというニュースも耳にしました。これ以外にも、様々な問題が全国で発生しております。

午前中お話ししましたが、土地の取得に、日本では、日本人であろうが外国人であろうが制限はありません。一度人の手に渡ってしまった土地というのは、もう取り戻すことができないのが現状だと思います。そのような状態を未然に防ぐために、水源や森林の保全、再生可能エネルギー発電所等の規制の条例、これを今日本全国の自治体では制定しておりますが、三島町でもこの条例を制定し、三島の土地を買っても大規模な開発は簡単にはできないんだということをアピールすることによってその抑止力になるのではないかと考えますが、この点について町長はどうお考えでしょうか。

○議長 町長。

○町長 先ほどちょっと雑談の中で皆さんとお話ししたところ、やはりそういう問題があるならば、日本、三島の問題ばかりではなくて、国全体の問題だというふうに感じております。

この前、テレビで北海道の自衛隊の基地の近くをある国が買っていると。あるいは長野の水を、例えばその土地を全部買占めているというようなことがありますし、これは大きな日本の問題だというようなことで、テレビでも、NHKだと思うんですが、やっていたというようなことですので、こういうことがもしあれば、うちの町としましてもいろいろ見て、町村とか、あるいは会津でもそういうことを、例えばあるのかどうかというところをお話ししながら、例えばそういうことがないように、例えば土地を買っていない、それが正しいかどうか、例えば東京あたりで中国人とか台湾の人とかが自由に買っていくから、だから、そういうことを含めて、ただここは資源だと、本当の資源だと思いますので、そういうことが本当に、水を全部売ることが正しいかどうかは大体誰も判断つくと思いますから、そういうことをお話ししてみます。そして、県といろいろお話ししながら対応してまいりたいというふう考えております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 初めの町長の答弁にもありましたが、所有者が自分の財産を守っていく、そういうことが基本であります。それはもちろん基本です。しかし、それがもうできなくなってきてしまっている。それで困っている。それで手放したいと思っている方がいらっしゃることも今現実だと思います。

三島町のこのすばらしい自然、伝統であり文化、これを三島町らしい姿でこれからも存続させていくためには、個人の財産だから、そういう考えではなく、様々な問題に対して、その土地の売却とかの問題、この注意喚起、町に住んでいる人はもちろんですけども、町外に住まれている方にも、簡単に土地を手放してはいけないということはもちろん言えないんですけども、そういった注意喚起やその相談の窓口、これを役場に設置する。あと、先ほどお話ししました条例の制定など、土地の所有者と行政が協力し合って町を守っていく、これが必要ではないかと思いますが、それについて町長、どうお考えですか。

○議長 町長。

○町長 非常に公的なこと、私的と言いつつも非常に公的な部分があるということでございますので、先ほど申し上げましたように、隣接町村とか、そういうことがないのかどうかということで、いろいろ集まる機会ありますから、そしてあとは県のほうともそういうお話がうちのほうの議会が出たということになれば、もうちょっと県のほうも危機感をもって対応していただけるというふうには考えておりますので、そういう方向で考えていきたいというふうには思っております。

ただ、町ばかりではできないから、やはり法律ですから、法とかあれだから、相手のいることですから、粘り強く頑張っていきたいと考えております。

○議長 河越昭利議員。

○5番 どうもありがとうございました。

県や国に要望することも非常に大切だと思いますが、先ほど、午前中、青木議員からも

ありましたが、要望するだけでなく、町がこの問題に積極的に取り組んでいくということがまず一番大切なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長　これで河越昭利議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番、吉垣絵梨子議員の登壇を許します。7番、吉垣絵梨子議員。

なお、吉垣絵梨子議員の持ち時間は、ただいまより2時25分までといたします。

○7番　7番、吉垣絵梨子です。

一般質問通告書に基づき、私から2点質問させていただきます。

1つ目です。少子化による今後の教育、子育て環境について。

近年の出生数は1桁台が続いており、今後ますます少子化が進むことが予想されています。町でも多方面から取組をされていると思いますが、今後少子化による課題は増えていくと思います。今いる子供たちの教育、子育て環境の課題について、町はどのようにお考えですか。また、子供の人数の少なさから、近隣町村との学校の統合を考えるべきだとの声も聞かれています。町は現在、今後の学校の在り方についてどのようにお考えですか。

続いて、健康増進ゾーン計画についてお伺いいたします。

6月議会においても質問がありましたが、大きな建設事業となるため、町民の皆さんの反応も様々あります。改めて現段階での町の計画、施設内容や予算規模をお聞かせください。また、県との話合いも行ったと思いますので、その内容や今後のスケジュールも含め、現在の状況を教えていただきたいと思います。

町は、本施設を建設することで、どのように活用していきたいと考えていますか。健康増進施設、防災公園、それぞれの施設の目的や機能をお聞かせください。

また、多額の費用を要する事業となるため、町民の皆さんから、財源の心配の声が聞かれています。県と協議を進めながら財源を確保していくとのことでしたが、町の支出も相当のものと予想されます。実質公債費比率や経常収支率、また今後の基金の見込みからすると、本町の財政状況は大変厳しいように見受けられます。町もそのことを自覚していると思いますが、そのような状況の中で建設計画を行うことについて、町長はどのようにお考えかお知らせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長　答弁を求めます。町長。

○町長　答弁が2項目にわたっております。最初の1項目は、教育長のほうから答弁させていただきます。2項目めは私がやりたいと思います。

それでは、第1点目の現在の進捗状況についてでございますが、吉垣議員御存じのとおり、旧町民運動場に、奥会津の健康増進中核拠点となる県立病院が新たに整備されることにより、町でも第5次振興計画の健康増進に関する拠点整備の検討を進めていることから、昨年度に有識者や一般町民を交えた検討委員会を設置し、調査や検討を重ねてまいりました。町民のアンケート調査も行い、多くの方々が整備を必要と回答されたことから、3月に施設整備案を作成してございます。

内容としましては、防災公園及び健康増進拠点施設の整備であり、面積としては、既存

の駐車場を含め2ヘクタールとしております。この計画案を基に、7月に県庁の危機管理課と意見交換を行ってまいりました。防災機能については見直しが必要であることが判明しました。

なお、県においては、計画案の実現に向けて今後ともご協力をいただけることになっております。

予算規模については、整備内容が具体化していないことや物価高騰により、明確な事業費を算出できない状況であります。

2点目ですが、目的及び機能についてですが、防災公園としましては、通常時に多目的の広場として様々なイベント、グラウンドゴルフやウォーキングなどのスポーツ活動の場、子供の遊び場として、災害などの非常時において、防災ヘリなどのヘリコプターや応急仮設住宅建設用地、自衛隊ボランティア等の災害支援拠点として活用することを想定してございます。

健康増進施設においては、通常時は屋内運動場や子供の遊び場、あるいは健康福祉センター機能としては健康相談や病院と連携した健康教室などの開催、リハビリ機能も含めたトレーニングジム等に利用し、非常時においては一時避難所や災害ボランティア等を拠点として活用することを目的とし、機能を充実していきたいと考えております。

3点目は、財政状況が厳しい中での施設建設についてですが、吉垣議員ご指摘のとおり、本町の財政上は厳しい状況ではございます。しかしながら、防災公園機能を活用した健康増進施設については、冒頭でもお話ししましたが、町民の方々と検討または調査を重ねた上で計画案を作成してございます。町としても、町民の皆さんの健康増進や地域生活につながるものでありますので、重ね重ねになりますが、財源確保について、県と協議して実現してまいりたいと思います。

なお、柳津にもいろいろ施設ありますけれども、柳津の町長とも、いろいろなことを共同で使ってもいいんだというようなことで話合って、特に若い人なんか、野球やるのに、柳津のほうに行って野球もできるというようなことで、ある面では、先ほど財源の問題もありますし、そういうことを加味しながら、どういう柳津との共同のあれをつくっていくのかということが、今それも一つの案として考えておりますので、何とかなるだろうというふうには考えております。

以上です。

○議長 教育長。

○教育長 第1項目、少子化による今後の教育、子育て環境の課題につきましてお答えいたします。

7番、吉垣議員にはご心配いただきまして、本当にありがとうございます。全国の自治体でも、同様の課題に対して頭を悩ませているのが実態でございます。

さて、第1点目、少子化による課題について、一般的に言われていることでございますが、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい、切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい、多様なものの見方や考え方に触れることが難しいことなどです。また、人間関係の固定化や集団行事の実施に制約が起これり、授業では多様な考えを引き出

しにくいことなどが挙げられています。また、少人数により複式学級になると、教員の数が少なくなることが課題と考えられています。

しかしながら、本町の子供たちは、今ほど述べたような課題につきましては特に顕著なことはなく、児童生徒や保護者、先生方のアンケートの結果からも、本町の子供たちは楽しく元気に学校に通っており、積極的に授業や諸活動に取り組んでいるところです。また、先生方はもちろん、子供同士でも、一人一人のよいところを見つけて認めたり褒めたりする機会を重視しているので、自己肯定感が高く、難しいことでも失敗を恐れず挑戦することができるので、学力も全国平均に比べておおむね高いレベルを保っています。これは、家庭と学校と地域がつながり合い、支え合い、子育てを展開してきた町の環境が素晴らしいことが挙げられます。

そして、学校教育においては、小規模のメリットの最大化、そしてデメリットを最小化する教育施策を積極的に推進してきた成果だと考えております。

小規模校のメリットとしては、何といたってもきめ細かな指導ができるということです。意見や感想を発表できる機会が多く、様々な活動において一人一人が活躍する機会が多くなります。また、異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができます。そして、何よりも地域の協力が得やすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすいことが魅力です。また、児童生徒の家庭の状況、地域の環境、教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる環境にあることです。

一方、小規模のデメリットを最小化する対策といたしましては、社会性の関与、多様な考えに触れる機会の確保への方策といたしましては、まず保育所、小学校、中学校連携教育を積極的に行い、保育所と小学校、小学校と中学校、保小中全体として教育活動を行う機会を増やし、一定の集団規模を確保していきます。次に、上級生がリーダーとなった異学年集団での共同学習や体験活動を計画的に実施しています。そして、他校との交流活動やタブレットを活用して、教室で不足する多様な意見を収集したり、オンラインで他校との合同事業を継続的、計画的に実施したりしていきます。また外部ティーチャーの積極的な活用や地域資源の効果的な参画を促進し、社会性を涵養する機会を増やしていきます。

切磋琢磨する態度、向上心を高める方策といたしましては、先ほど申し上げました他校との合同の教育活動を活性化させるほか、学力や体力の全国調査の結果や他校の生徒の記録などを、適切な配慮の下で、適切に活用していきます。さらに、各種検定やコンクールへの参加を積極的に推奨し、他校の児童生徒の姿を意識化させます。また、キャリア教育や見学旅行、修学旅行などの機会を活用し、できるだけいろいろな世界を見せるなど、豊かな教育活動を展開し、早い段階から様々な進路の選択肢を意識させ、学習意欲の向上を図っていきます。

教職員体制の課題といたしましては、複式学級には補正教員を配置し、単式学級と変わらぬきめ細かな指導を維持していきたいと思っています。また、小中学校間で教員の兼務発令を行い、小学校の先生が中学校で、中学校の先生が小学校で授業を行いやすくすることで、授業を一層充実させ、また小中学校の進級による接続をさらにスムーズにすること

によって、中1ギャップなど小中間の不適応をなくしていきます。そして、現在レベルの高い教員研修を保小中合同で積極的に実施しておりまして、教員の指導力向上に努めております。

第2点目の、近隣町村との学校の統合についてお答えいたします。

児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校教育の特質を踏まえると、学校については一定の規模を確保することが望ましいと考えますが、統合の検討につきましては、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきだと考えております。

また、学校には一定の規模が必要な一方で、統合の結果、極端に長距離の通学が求められることになると、子供たちにとっても大きな課題となってくることが考えられます。町といたしましては、持続可能なまちづくりの観点からも、学校は地域のコミュニティーの中核として防災や保育、地域の交流の場などの機能を併せ持つことから、小規模校として存続させることがぜひとも必要だと考えております。

また、町から学校がなくなれば、町で子育てをしたいと思う若者はいなくなり、一層人口減少並びに少子化が進むと考えられます。さらに、三島町のよさを学習する機会がなくなり、ふるさとを愛する気持ちも持ちにくくなってしまいます。町といたしましては、教育への投資を今後も惜しまず、町の将来を担う子供たちへの投資と考え、少子化に対応した活力ある学校づくりを、今後も積極的に進めていきます。

統合につきましては設置者である町が判断することになりますが、他の自治体との連携についても大きな課題が予想されます。学校統合については、児童生徒はもちろん、保護者や地域の方々との教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進めることが大前提であると認識しておりますが、現在のところ、子供たちにとって、少人数のメリットがデメリットよりも大変大きいと考えているため、町としては、統合の考えは持っておりません。

今回、ご質問をいただきまして大変ありがとうございました。町としては、今後一層少人数を生かした教育を充実させるとともに、三島の教育をぜひ受けたいという方を増やすことも念頭に、保小中連携した魅力ある学校づくりを目指してまいります。

○議長 再質問を許します。吉垣絵梨子議員。

○7番 1つ目の、少子化による今後の教育、子育て環境についてから再質問いたします。

手厚い見守りや指導をはじめ、家庭と地域がつながった取組など、小規模校ならではのメリットは、私自身も子供たちを見ていて感じるところであります。その取組については大変すばらしいと、私自身も思っているところです。

ただ、先ほどの答弁にもありましたが、小規模校とのデメリットについて、やはり子供が少ないことによって、一緒に遊べる子が少ない、人間関係が固定され世界が狭まる、高校以降の環境になじみにくいといった意見も聞かれていると思います。

デメリットを最小化する方法として、当町では、異年齢の取組を熱心にされているかと思いますが、例えば同年代の他校との取組、他校とのつながりの取組といったところほど

ういったことをされているのか教えていただけますでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 ただいまの質問についてでございますが、特に小学校では、前から西部3町村との学校の交流学习というのを積極的に行っておりまして、低学年、中学年、高学年ごとに積極的に交流学习を進めたり、陸上大会でありますとか、水泳大会なども一緒に開催して競い合っているところでございます。

また、デメリットの解消策といたしまして、先ほど申し上げましたが、最近ではタブレットを1人1台、自分で操作することができますので、今後、少しは取り組み始めましたが、同年代の他校と、例えば中学校で言えば大きな学校と交流活動をして話し合い活動するとか、学習の中で意見の交換をするとか、そういうことを今積極的に進めるように指導しております、昨年度からもう始まっているところでございます。

以上です。

○7番 ありがとうございます。

多様な人に触れる機会が大事だと思うので、本当に、特に大きな学校の子供たちと触れる機会というのは、また育っている環境が違うということで、すごく大事だと思うので、ぜひ進めていただきたいと思います。

町としては、小規模校として学校を存続させていきたいというふうなお考えを伺いましたが、この考えを決めていく上で、当事者である保護者の意見というのは、既に聞きとり等行われているのでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 教育委員会にはまだそのような声が、保護者からも直接、また学校を通じても上がってきてはおりませんので、まだ保護者の方のニーズを把握するということは行っておりません。

教育委員会では、月1回の定例の教育委員会、そして月1回の校長、小中の校長教頭、保育所長の会議を開催しております、常にこの少子化に対する対応については話題にしておりまして、このようなメリットを大きくしてデメリットを最小化したり、あとこの課題についても毎回話合っておりますので、そういう中でそういう意見が出されましたら、今後検討も考えていきたいと思っております。

○議長 すみません、手を挙げて。

吉垣絵梨子議員。

○7番 ごめんなさい。

小規模校ゆえになかなか保護者の方も意見を出しにくいという部分もあるのかと思いますので、そういったことに配慮しながら、ぜひ保護者の意見というのを聞いていくことを検討していただきたいと考えています。

また、本町では、町のよさを子供たちが知り、三島町の将来や課題を考えるふるさと学習や、次世代の議会等も行われており、これもとてもよい取組だと感じております。こういった学習の中で、子供たち自身に、学校の在り方について意見を聞いてもいいと思いますが、そういった取組はされていますでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 ただいまの質問についてですけれども、常に、今議員から質問がありましたように、今後の町の将来について、年間を通じて、総合学習等で、直接それではないにしても、町の将来について考える学習をふるさと学習として進めておりますので、今後そういう観点も含めて学習できればいいと今思っておりますので、今後校長教頭会でもお話ししてみたいと思います。

○7番 吉垣絵梨子議員。

○7番 ぜひ前向きにそういった取組を検討していただきたいと思います。

教育や子育て環境に求めるものというのは本当に多様化していて、様々だと思えます。今の教育環境や学校の今後の在り方について不安を感じている保護者もいると思います。町として、子供たちにどういうふうに育ってほしいのか、今お話しにあったような内容というのを、ぜひ保護者の方にも伝えるような場を設けて、また保護者の意見も聞いていただく場を設けてほしいと考えます。

子育て環境だとか教育環境について、移住者も、今後三島町で子育てしたいと思う方も増やしていきたいというお話だったのですけれども、移住者にも様々な考えがあるとは思いますが、三島町で子育てしたいって思う方々の中には、やはりこの豊かな自然環境だとか土地に根差した暮らし、ここでしか得られない経験というものを求めてここに移住されてくるのかと思います。もちろんいろいろな考えの方がいるのでそれだけではないと思うのですが、やはり三島の魅力というのは、私自身はそういうふうにしていて、私の周りにもそういう方がいるっていうことを踏まえると、子供たちの環境という点においては、例えば自然の中で遊ぶ山川遊びですとか、そういった三島町のよさというのを掘り起こして、今後磨き上げて生かしていけるといいのかというふうに私自身は感じているところです。

続いての質問、健康増進ゾーンについてに移りたいと思います。

新しい施設ができることは、町民にとっても大変喜ばしいことだと思います。ただ、それは、あくまでも財政に余裕があることが前提だと思います。時代の流れとして、少子化、人口減少が進む中、また町の厳しい財政状況を踏まえると、本計画は、まだ計画段階ではあると思いますが、新しい施設を建設することについて、やはり反対の声であったり、疑問の声も聞かれています。私自身も、慎重に検討してほしいとの思いから再質問させていただきます。

本計画は、アンケートや検討委員会の意向を踏まえて作成されていることは承知しており、尊重されるべきものだと思いますが、どちらも最も大切な町の財政状況については触れられておらず、財政状況を踏まえると、町民の考えはまた変わるのではないかと感じます。町の公共施設総合管理計画にも、令和5年3月時点で、今後の起債償還が4億円以上で推移することから、投資的事業については慎重に判断、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の縮減を推進すると書かれており、そのような状況の中で今回の建設計画を進めることについて、町長の考えを再度お聞かせください。

○議長 町長。

○町長 財政状況が厳しいということで、私もそれは、数値を見ますと、非常に感じているところがございます。

例えば、こういう例があります。三島町は、ある面では、やはり必要なものはつくっていかなければならないというようなことで、例えば、国は今200兆円の負債があるわけです。福島県も、当然三島町も、負債のない町村というのはほとんどないというふうに考えております。最大の規模で、最大の町民が、ある面ではいろいろなデメリットというか、メリットが受入れられるということがやはり大事なのかということで、何もやはりこうお金をためるといっても、ためる、全体の流れの計画は必要ですけれども、お金をためてばかりいても仕方がないと。お金はやはり使って住民の生活を安定させるというようなことで、いろいろ、ある面では、道路についても、あるいは施設についても、私は必要なものはやはりつくっていくというようなことで、例えば、先ほど環境の問題出ましたけれども、病院つくるときは、つくるといってお願ひしたときは、県のほうに、やはりこれからは環境とか、あるいは教育とか、あるいは保健とか福祉とか、そういうことがこれからの地域づくりだと。そうしますと、三島町はやはり医療が、やはり医療のない、医療が、医療のないところに定住はなしというふうに思っておりますので、やはり病院が必要だと。柳津とか昭和とか金山に、いろいろとタッグを組んで、そして病院を要求してきたというようなことで、これらについても、病院は、あとはそこに附属する医療と、介護と、医療と、保健と、福祉というようなことでありますので、そういうことも大事にしていかなければならないというようなことで、そうすることによって定住する環境ができるんだらうというふうに考えておりますので、だから、恐らく、財政の動きはいろいろ見ますけれども、それは県といろいろ折衝しながら、いろいろなお金をとってきて、それからやりたいということがございます。

ただ、非常に財政状況が厳しくなって、何も仕事できないということになれば、それはうちのほうの町ばかりじゃなくて、全体がそうなんではないかというふうには考えておりますので、そういうことも含めて、やはり財政というのはお金が一番大事ですから、その辺を見極めながら、病院はつくりましますけれども、それは県でやりますから、だからそこに付随する、例えば、これは柳津と共同で使わせてください。あるいは、例えばお金がかかるという場合、グラウンドそのものをつくるよりは、例えば防災グラウンドみたいに、坂下の道の駅みたいに、ああいうだっているいろいろできるんですよ、ほとんど無料ぐらいで。だから、そういうことを組合せながら、いろいろなことをつくって、そしてなおかつ子供たちも遊べる。あるいは何かあったとき病院にすぐ行ける。あるいはおじいちゃん、おばあちゃんもグラウンドゴルフをやったり、そういうこともできるような環境をつくっていききたいというようなことで考えておりますので、なお今の吉垣議員の提案というか考えも大事にしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 町の課題を解決していくために、特に医療、介護、福祉というのがすごく大事であるということは、私自身も感じております。そういったために健康増進の拠点となる施

設が必要なのであれば、そのこと自体私も反対というわけではなく、そういった施設が必要であれば本当につくって整備していくべきだというふうに思うんですけども、やはり新しい建物を建てるのではなく、既存の施設を使うといった視点もあるかと思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長 町長。

○町長 当然既存のあれは、新しい施設ばかりではなくて、ある面では古い材料を使って、例えばそこで運動できればそれも使うし、そういう覚悟で今回は対応しますので、その辺を含めて、情報をきちんと公開しながら、財政の動きを公開しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 本場に、財政状況を見て検討していただきたいというふうに思います。

先ほどお伝えした公共施設等総合管理計画には、これまで過去5年間の建物維持管理費というのが8.4億円、年にかかっているというふうに記載されていたと思います。三島町の今年度の予算でいうと、約27億円というふうに考えたときに、年間で8億円、建物を維持管理するお金に使われるというのは、ちょっと私自身もどう判断していいのか、まだ勉強不足で分からないところもあるんですけども、かなりの負担なのではないかというふうに感じています。ここには、昨年度建設された施設の維持管理費というのは含まれていないと思います。新しい施設が建つことによって、そういった建物の維持管理っていうこともすごく負担になってくる部分があると思います。今ほどのお話だと、建物自体建てるのは、うまくすると今無料みたいなことのお話しもあったかと思うんですけども、維持管理ということについての計画性だとか、そういったところはどうにお考えですか。

○議長 町長。

○町長 その辺については、いろいろ設計を組むときに、例えば専門家ですからどのぐらいの維持費がかかって、どれぐらい入れれば、どれぐらいの維持管理が年々こう増えていくか、あるいは減っていくのかというようなことで考えていますので。

そして、この計画ができないということになれば、それはある面では、その一つの施設を、例えば柳津みたいな屋内なんです、冬に雪が降っても、あるいはそういうものを含めて一つにするとか、そういうのを検討、今内部で、そろそろ病院が、令和9年に建つもので、そういうことを検討しながら慎重に進めていきたいというようなことで、うちのほうも食鳥処理とかあるいはガソリンスタンド、それらについてもやはり相当経費がかかっておりますので、先ほど知事が駅に行って、ちょっと山形の知事と新潟の知事と一緒に電車に乗るということでちょっと顔を出したんですけども、知事はガソリンスタンド、三島でこうやって公設民営化というのは全国で初めてだというお話しを、吉村って女の知事と、何かあと花角という新潟の知事と話合いましたので、そういうことを含めて、やはりその辺については、お金のことについては、やはり専門家に任せるところはきちんと任せて、そしてそれを、こういうふうにかかるからこれはできない、これはやるというようなことを考えていますので、議員とも本当にそういうことは、ある面では公開的なこととお話しをしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 公園が欲しいですか、子供たちの遊び場が欲しいという意見が随分前からあったと聞きます。本計画にも、子供たちが遊べるような室内の遊び場であったりとか、あとは公園の整備が含まれていますが、ただ大きな建設事業になるため、出来上がるのは、そうすぐではないと思います。

今いる子供たちに間に合うように今ある場所を整備していくですか、既存の施設を使っていくといった考え方というのもあるかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長 町民課長。

○町民課長 ただいま吉垣議員ご指摘のとおり、今のこの健康増進施設の整備の案の中には、そういう子供たちの施設の整備と、遊び場ということも含まれております。

確かに吉垣議員おっしゃるとおり、今の子供たちが、果たして公園が必要ではないのかという、今の時代、今の時代の子供たちが必要ではないかということなんですけれども、確かにそれも一理あるのかというふうに、私も思っております。

身近な公園整備等については、これから、吉垣議員もおっしゃったとおり、既存の場所で、どれだけが経費で、どういう形ができるのかとか、場所的な問題ですか、そういったこともあると思いますので、こちらのほうについては、我々町民課も含め、あと教育委員会も含めながらよく検討して、実現に向けていけるような計画をちょっと考えていきたいというふうに思っております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 ぜひ、本当に、今の子供たちに間に合うような整備というのを考えていただきたいとも思っております。

その点に関しては、以前から、宮下駅周辺のびおたん広場を整備してほしいという要望も町にあったかと思えます。この整備に関しては、令和2年度と令和4年度に、コンサルティング会社も入って整備計画を進めた経緯もあると思います。現在、その整備計画というのはいかのように進んでいるのか教えていただけますでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 宮下駅の整備につきまして、令和5年度においては、施設整備という面で、からんころん脇の広場、そして駅の脇のびおたん公園、この2つを整備するというところで、町民の皆様からの意見を聞き、またコンサルティング会社も入れながら計画策定をしたところです。

からんころん脇につきましては登記の問題等も特に問題もなく進んで、御覧のとおり整備したところですが、びおたん公園につきましては登記が今まだ旧所有者の状態となっております。また、整備にかかるお金も多額だったというところで、この2つの問題、登記の問題と財源の確保、この2つがハードルとなったので、びおたん公園については整備に至らない状況になっております。

なお、このびおたん公園はまちなか公園ということで、整備をしないというところではなくて、これらの課題を一つ一つクリアしながら進めていきたいというふうに考えており

ます。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 その整備をする場合の費用というのが、おおよそどれぐらいなのかというのは試算が出ているのでしょうか。

○議長 総務課長。

○総務課長 当時、あまり具体的な数字はあれだと思うんですが、当初、概算ですけれども、びおたんのほうでは3,000万円かかるのではないかという話もありましたが、今、それは当時の話ですので、これが今物価高騰になってくるともっと、1.5倍とか2倍とかっていう話になってくるのかと思いますが、それは設計によりになります。

ただ、県の事業でやったものですから、規制もありますので、全てをきれいに壊したりということができないというのもあるので、そこら辺も、先ほど地域政策課長がお話ししたとおり、一個一個潰していかないと整備できない状況が出てきてしまいましたので、ちょっと後はどういうものを整備するかによってもお金は変わってくると思います。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 びおたん広場に関しては、宮下駅の駅前ということでもあり、そこを整備されると、例えば観光でのメリットなどもあるかと思しますので、ぜひ前向きに整備を検討していただけるといいのかというふうに思います。

最後に、本計画全体について、やはり大きな建築計画となるため、現段階での町の財政状況ですとか素案を提示した上で、再度町民にアンケートなどったりですとか、また説明会といった形で、皆さんの意見を聞いていただく場を設けていただけるといいと思うのですが、その点について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長。

○町長 当然お金もかかりますし、公民館みたいに管理をし、そこに相当の補助金をいただきながら実施するというものですから、今回も、ずっとこれ1年か2年ぐらい、上の施設造るときも、いろいろ若い人たちに集まっていたり、そういう手法をとっておりますので、当然そういった委員の人の意見を聞きながら、そして委員の意見を聞くことも大事だし、町の全体の経済状況、あるいは労働人口がやはりきちんとそれで整理できるのか、あるいは活用できるのかということも含めていろいろ議論しながら、いい施設を、ただ1.7倍かかるということで、当初とは違いますので、その辺も含めて、慎重に事業の展開をしていきたいというふうに考えております。

ただ、基本的には、病院は37億円ぐらいで多分、県で造っていただけということで予算がついておりますので、そういうことを含めて、どういようないわゆる在り方があるのかというようなことも含めて、やはり一体のものとして捉えていますので、うちのほうは。うちのほうは、そこは町のほうということで、全体の景観の問題とか、あるいはいろいろな医療とか福祉とか産業、様々な、そういうことを含めて展開したいと考えておりますので、その辺も含めて相談していきたいというふうに考えております。

○議長 吉垣絵梨子議員。

○7番 ぜひ、本当に慎重に検討していただきたいと思います。

本当に、今の人口減少の状況だとか社会状況を踏まえると、新しい施設の建設ですとか、新しいものを持つていうことが時代の、ある一つの見方からすると、シェアする時代というものがあることを思うと、例えば本当に柳津の施設を使わせてもらうだとか、そういった会津にあるものを使わせてもらうっていう考え方もあるのかと思います。

将来の負担になってしまう、残される、ここに住みたいという方の負担になるようなことにはなっていないのかと思うので、ぜひ慎重に検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長 これをもちまして、吉垣絵梨子議員の一般質問は終了させていただきます。

お諮りいたします。休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、2時20分まで休憩といたします。(午後2時09分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後2時20分)

次に、8番、五十嵐健二議員。

なお、五十嵐健二議員の持ち時間は、ただいまから3時20分までといたします。

○8番 それでは、私のほうより質問をさせていただきますが、その前に、今回の台風10号で亡くなられた方々へのご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方の一日も早い復旧、復興を願うものであります。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、第1点は、町の防災対策について伺います。

現在、日本各地において自然災害の被害が多く発生し、それも激甚災害となるような大きな災害であり、その犠牲者も出ております。町も防災計画を策定しておりますが、災害が広範囲に及んだとき、究極の共助である消防団でも対応が難しいと思われまます。公助に至るまでには時間がかかります。そうした中で、近隣町村に協力を要請できるような形は現在とっているのか。とっていないければ、今後そういうことも考えているのかお伺いをいたします。

第2点目は、空き家対策についてお伺いをいたします。

先日町が行った空き家対策セミナーで、所有者の問題、登記の話などを伺い、空き家になってから考えるのではなく、それ以前に家をどうするのかを考えることが重要であると考えました。放置空き家にならないためにも、家を解体するのか活用するのか決めておけば、空き家対策をする上で対策がしやすいと考えるが、町として今後どのように空き家対策を進めていくのか伺います。

この2点について、分かりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 答弁を求めます。町長。

○町長 8番、五十嵐議員のご質問にお答えします。

第1項目、町の防災対策についてですが、近隣町村との協力については、現在消防相互応援協定、災害時相互応援協定、雪上車応援協定などが結ばれております。また、昨年度

には、県内市町村全体で、大災害時における相互応援協定が締結されました。これにより、大災害時には他町村に協力をお願いできる体制となっております。東日本大震災における大きな被害がなかった当町は、被害が大きかった猪苗代へ給水協力した事例もございます。

当町では、大きな被害が出るような大地震、豪雨や豪雪による被害が発生すれば、近隣町村も大きな被害が出ていることが想定されますので、そのときの状況によって判断しなければならないと考えております。

2点目の空き家対策についてでございます。

町の空き家対策についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、適正な管理がされていない放置空き家にならないために、売却や賃貸解体、継続利用などの方針について所有者と親族で話し合い、あらかじめ決めておくことが肝要であると考えております。そのために、町の取組として、毎年お盆の時期に空き家セミナーを開催しており、今回は住まいのエンディングノートと題して、現在お住まいの方がご自身の住宅を含めた財産を記帳した上で、今後どのようにしてほしいのかを記載するノートの作成を提出したところであり、住まいの将来について考えるきっかけになることを期待しております。

また、空き家になってから年数が経過するほど家屋が傷み、進み、修繕費がかさむことで、売却や賃貸などの選択が難しくなる状況でございます。このため町では、空き家所有者において、なるべく早い段階での処分方針の検討を促すため、固定資産税納税通知書への空き家適正管理に関する啓蒙チラシの同封のほか、空き家所有者への周知として、空き家バンク、空き家利活用モデル事業のご案内、解体や家財処分に係る補助制度の周知に取り組んでおります。

人口減少とともに空き家は増加傾向にありますので、広報紙やセミナーを通じた助成と併せて、空き家所有者へのアンケートによるニーズ調査と施策の検討、地区との連携や三島町空き家対策協議会での協議を重ねながら、空き家問題に対処していきたいと考えております。

以上です。

○議長 再質問を認めます。五十嵐健二議員。

○8番 先ほど、防災対策について、他町村に対する応援要請とかいろいろ説明がありましたけれども、防災計画の中に相互応援協力という項目があります。その中に一応その件については明記されているわけですが、最近この辺で起きた大きな災害といいますと、2011年の新潟福島豪雨災害での金山町の被害が非常に大きかったというふうに記憶はしているわけですが、その件について、金山町のほうからの応援要請とかそういったものはなかったわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 当時私も担当ではなかったのですが、ないということで確認をいたしております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 その災害の規模によって、応援を要請するかないかというのは町のほうで判断

をと思うんですけれども、その基準となるものは町のほうで決めておられるわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 町の基準というのが、その災害によっても多分いろいろだと思いますし、基準というのが、どのレベルまでというのがあると思いますので、特に今の段階では決まっていない現状でございます。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 災害、今現在出ている災害というのは、台風10号によるものであったりしますが、台風から遠い地域でも、線状降水帯というものが発生すれば、尋常でないような被害を受ける可能性もあるわけです。

今回、会津地域においてはそういった被害はなかったわけですが、先ほど町長も答弁していましたが、山形とか秋田のほうでは大変大きな被害を被って思っているわけです。そういった場合に、町としてどのぐらいの被害を受けた、あるいは大きな災害に発展したっていう時点での基準というものをある程度考えておかなければ、他町村へ行く場合でも、他町村である程度の基準というのも設定していないのかどうなのか。要請するための基準というのはあってしかるべきではないのかというふうに考えるんですけれども、その辺はどのようになっているのかをお伺いします。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、今議員ご指摘のとおり、今線状降水帯で豪雨が発生しているということで、この前の山形も、少しずれば当町も当たっていたかもしれないという恐れもあります。その際は特別警報とか、特別警戒情報とか出ますので、その際でやはり避難とか、そういう指示に私たちもなってきます。

ただ、その後、それが深夜とかなって、なかなか想定外になったときの基準に関しては、まず町のほうで確認しながらということになると思いますし、水位が何メートル以上とかってなると町での避難、ただ他町村に応援をしなければいけないという部分になると、そこら辺のちょっと基準づくりがなかなか難しいと思っておりますし、ただそうしなければいけない部分はあると思いますが、そこら辺の基準づくりについては、他町村がどういうふうに設定しているかは、大変申し訳ないですが調べていないところありますので、そういうところもあるんであればちょっと確認しながら、当町でも先ほど町長挨拶であったとおり、これから本当にどのぐらいの規模になる災害が発生するか分からない状況ですので、ただそれが決められるものなのかどうかは、私たちのほうもちょっと調査、勉強していきたいと思っております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そうすると、現在のところは、その基準となるものはない。ただ、要請があった場合には、その要請に従うような状況でこれからは行っていくというような考え方でよろしいわけですか。

他町村から応援をしていただくような形の災害というのは大変規模の大きい災害になってくるのかと思うんですけれども、いわゆる町の災害起きた場合に、前この質問の中で、

危機管理について一度質問したことがあるんですけども、そのときに、町のほうの答弁で、災害時の避難に特に支援を要する高齢者等の生活弱者を避難行動要支援者として名簿登載するなど、より具体的な対応について明文化することを主要な内容とし、見直しを図っているというふうな答弁もありましたけれども、町として今現在そういった名簿をつくっておられるのかどうかお伺いします。

○議長 町民課長。

○町民課長 今ほどの質問でございますけれども、うちの町民課のほうで、県の災害対策課のほうと連携をしまして、避難者要請名簿というものはつくっております。

こちらのほうについては、各地区の民生委員ご協力の下、要支援の1、またはそういった方に対しての名簿をつくっております、万が一、大雨洪水警報で避難を要しなくてはいけない場合については、民生委員とも安否を確認しながら支援体制をとっていくというような手段の今マニュアルはつくっております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そうすると、現在は民生委員の方がそれを、その名簿を持って行って確認できるというようなことでよろしいわけですか。

○議長 町民課長。

○町民課長 町でも保管しておりますが、民生委員も持っているという形になっております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 各地区で起きた災害に対して、皆さんも多分いろいろな、テレビとかなんかで承知はしていると思いますが、まず自助、共助、公助というのがありますよね。まずは自分たちの安全を確保するというのが第一前提かというふうに考えているわけです。

そういったときに、その名簿を持っている民生委員の方、その方が何らかの事情で、けがをしたりなんかした場合には、実際にそのときに退避をさせなければならない、避難というのは水平避難、垂直避難というのはあるんですけども、水平避難というのは早い段階にそういった要支援者を避難させるような形をとるわけでありますが、そういったタイミングというのは、町のほうとしては、いつその避難指示というか、避難をさせるような、そのタイミングをとるわけですか。

前、やはり大雨とかなんかで竹屋部落と大谷3町、大谷、浅岐、間方地区に避難指示という形が出たんですけども、あのときはもう夕方、夜ですよ、はっきり言うと。そうなった場合には、なかなかそういったことに対応できる年配の人はもう休んでおられると。対応できなかったわけですけども、そのタイミングというのは、避難指示を出すタイミングというのはどういうふうな形で、町のほうでは出しているわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 やはり、今どうしても雨のあれになってしまいますが、雨の場合は、今高齢者等避難準備情報というのが出ますので、その場合には、やはり町として町長含め判断、指示出していただいて、高齢者等、移動するのに大変な方には準備していただくというような形になりますが、議員ご指摘のとおり、夜になった場合はなかなか待機は、役場のほ

うでしております。ただ、その状況を見ながら、急にひどい中で移動させるのが本当にいいのかどうかという判断も出てきますので、なかなかやはり時間と、その情報が出た時点での判断という形になると思いますので、基本的には、やはりその高齢者等避難準備情報とか、大雨の場合です。あと、やはり大雪とか、あと地震とかで、また災害によっても変わると思いますので、そのやはり情報、雨とかそういう自然条件の情報を見ながら判断していかなければいけないかと思っています。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 ですから、その判断の状況を、気象予報のほうでいろいろな予報が出るわけですが、警報だとか。そういったような状況のとき、こういった時点でそういった判断をするのか。また、その判断をするというのを誰が判断するわけですか。その予報が出た時点で、町のほうで判断をするわけですか。

○議長 総務課長。

○総務課長 大雨警報が出た時点で総務、産業建設課等は準備します。町長、副町長にもご連絡している中で、災害対策本部が出る話ではないですが、その高齢者等が出る頃になると相当な大雨だったり、土砂災害の危険度が増しますという話が出てきますので、それを判断した時点で出すしかないのかというふうに考えております。

町の判断でとなると、大雨がひどい、水かさが増えた、では何も出ていない状態で動かさなければいけないのかというのは、ちょっと今のところ町のほうの基準ではないんですが、基本的には、どこの町村でもそうですけれども、やはり大雨、高齢者等準備とか、それが出た時点で各町村とも動いているような状況を確認しておりますので、そのような対応になるのかと思います。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 災害に対しては、最悪の状況を考えて最善の対策をとるとというのが基本でないのかというふうに考えるわけです。そういった場合に、そういった情報が出たらもう、いつそういうふうな尋常でない雨が、ゲリラ豪雨だとかそういうものが出てくるのか分からない状況であっても、やはりその避難というか、そういったやつは早い段階で出すべきではないのかというふうに考えるわけです。

三島が夜に避難指示を出したという時点で、柳津はもう日中から避難始まっていたわけです。ですから、何もなかったのがよかったっていうような状況であると思いますので、ちょっとでも避難が遅くなって、何かあったんでは困るわけです。ですから、その判断状況というのは、しっかりと町の中でも決めていただいて、どういう時点で、どういうタイミングでその避難指示とかそういったものを出したらいいのかは、しっかりと対処していただきたい。そういうふうに、これは高齢者の多い当町ではやはり必要なことではないのかというふうに考えます。

あとこの防災計画、これもう大分中身変わっていますよね。だんだんつくるような、つくり変えるような状況になってくるのかというふうに考えます。

それと、この防災マップですか、これ配られましたよね。それで、それぞれの地域で危険な箇所、ハザードマップっていうような形でも使えるし、防災のいろいろな知識を得る

上でも大変重要なのかというふうには考えますけれども、こうやって一応目を通してみますと、何かいろいろ問題があるような場所もあるのかな。いわゆる自主避難っていう場合には、それは一番いいことですが、自主避難する人が誰かに報告するとかそういう義務がなければ、避難したかどうか分からないような状況で、そういう状況になったときに誰が確認するのか。そういった問題もあるわけですね。

あと、もう一つは自主防災組織、この中にも出てきますけれども、三島町の防災会議の条例の中でも自主防災組織という言葉ははっきり言っているわけです。ただ町としては、今自主防災組織をつくろうとはしているのですけれども、なかなかできるような状況になっていないのが現実問題なんですよ。自主防災組織っていうのは何で必要なのかということ、しっかり真剣に考えているのかどうか分からないですよ。

今日の新聞にも自主防災、出ていましたけれども、実際に災害に遭っているところは、その自主防災組織の強化というのを真剣に考えているわけです。ただ、当町においては、そういった大きな災害って今までなかったわけですね。ただ、大きな災害になったときにどうするんだって話なわけです。消防は消防でいろいろな動きはとれますけれども、その動きも限界があるわけです。やはり地区の人たちがそれぞれにまとまっているいろいろな対策を取れるような状況であれば被害も少なく済むのかというふうに考えるわけですが、その自主防災組織に対して、町としてどのような考えでいられるわけですか。

今まで消防で防災訓練とか何かやった時点で、本来であれば役場の職員担当、職員が来て、自主防災組織の立ち上げについていろいろ説明とか何かすればよかったのかとは思いますが、昨年西方で防災訓練やったときに、県のほうで来て、いろいろ説明をしていただきました。ああいったことを繰り返しやっていかなければ、なかなか自主防災組織の立ち上げにはならないのかというふうに考えるわけです。こういった、その中で書いておいたとしても、住民の人がどれだけ理解しているのかというふうに思うわけです。

とにかく、災害というのはいつ来るか分からないわけです。ですから、災害に対する対策はしっかり取っておかないと、どんなに大きな被害を被るか分からないわけですから、最小限に抑えるためにも、その対策についてはしっかり取っていただきたいと思っておりますが、その辺どのように考えておりますか。

○議長 総務課長。

○総務課長 まず、自主防災組織については、議員ご指摘のとおり今西方地区とか早戸地区、浅岐地区、今年は桑原地区のほうで、文化財ということで、五十嵐議員も団長でございますので内容は御存じだと思いますが、そういう形で進めて、結構、少しずつ地区要望でも訓練をしたいという声が出てきておりますので、その地域に行って、職員が出向いて、自主防災組織というのはこういうことだというのは、今年の座談会でお話しはしていますが、なかなか皆さんやはり実際の被害、災害が起こっていない部分がありますので、議員言われるとおりのなかなか意識的に薄いかもかもしれませんが、今日の新聞でもおあり、やはり地区の方々が何かまとまってこういうふうに取り組んでいきたいと思います。会議があったということもありましたので、やはり地区の皆さんと私たち、出かけて行って、災害に、まずはやはり自分が動く、安全を確認しながら動くということも大事ですが、地

区としてまとまって、公助としてやっていく部分がやはり大きくなってくると思っていますので、全地区、ただ組織を立ち上げればいいという話ではないと思います。議員ご指摘のとおり、その地区でどういうことが起こるかを想定しながら、避難はどうしていくということを考えていくのが多分自主防災組織を組んで活用する一番の意義だと思いますので、そういうことも含めて、今後、今まずはやっていこうという地区があればそこから組んでいって、先進的な地区になっていただいて、他地区に広げていきたいと思ひますし、災害対応としては、そういうのが増えていくことによって、初動でなかなか消防団とかほかの公助が行くまで時間がない中では、自助、公助でやっていけるかと思ひますので、議員ご指摘の自主防災組織については、できる地区があればどんどん進めていきたいというふうに今考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 災害に関しては、テレビで御覧になっていた方もいらっしゃると思うんですけども、その地区によっては、今まで、そこに来てから、住んでから初めて土砂災害が起きたというような場所もあるわけですが、いわゆるどういった災害がどういうふうな形で来るかというのは、今本当に想像ができないようなやはり大きな災害になる可能性が大きいわけですから、この自主防災計画の、ただここに上がっているだけではなくて、これはしっかりと中身を精査していただいて、やはり実際に災害が起きたときにスムーズに動けるような体制、そういったものをしっかりとっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。災害が起きてから考えるのではなくて、災害が起きる前にしっかりとその辺は考えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、第2点目の空き家対策なんですけれども、この間空き家セミナーにおいて、町のほうで利活用のモデル事業を今計画しているわけですよ。そういった中で、その条件が少し厳し過ぎて、こういった空き家がはっきり言って出るのかどうかというのが、ちょっと難しいのではないのかというふうに考えるわけですが、空き家はこれから増えていくっていうような状況だとは考えるわけですよ。

それで、この空き家の利活用については、移住定住という対策も取っていらっしゃるわけですが、空き家を所持している方がこちらにいないような状況ですと、管理できないっていうような状況にもなってきますし、放置空き家の場合です。

先ほどから、国庫の帰属制度ですか。あれも空き家には該当するんですけども、空き家の場合はその上に建っている建物とかそういったものを一切解体して更地にする必要があるわけですよ。そうすれば当然費用もかかりますし、この帰属制度っていうのは非常に煩雑で、容易でない。それで期間も長くなる。それで手数料というか金額というか、申請するための費用というか、そういったやつもかかると。大変厳しいような、そういった国庫帰属制度であると思ひます。

そういった中で、その所有者という方が、実際にそういったことを、本当に分かっているのか。そういう制度もありますとか。あるいは、そのまま特定空家になった場合には、町としては、やはり景観上とか防災上とか防犯上とかいろいろな意味から、もしその所有者のほうで解体しなければ、最終的には行政代執行というような形もとらざるを

得なくなるわけですね。そういった場合に、費用というのは当然その所有者にかかってくるわけですが、実際、現在空き家になっている住宅は、ほとんどその所有者というか登記の部分では、しっかりと登記がかけられているのかどうなのか。まだ死亡者登記になっているのか。まず、何をやるにしても、所有者をはっきりさせておかないと難しいわけですね。その辺のところはどのように考えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 ただいまのご質問は空き家における登記状況の確認ということで認識しておりますが、令和5年度、昨年度、三島町空き家対策事業として、空き家所有者の方に対するアンケートをとっております。アンケートの対象者が206名おりました、その中の回答が154件、75%の回答率でありました。

その中の、アンケート項目としまして、物件の登記状況についてお答えくださいという選択肢がありまして、回答数93件のうち相続登記されているが50件、相続登記されていないが17件、以下未登記、分からないということになっております。なので、相続登記されている方というのは、割合でいうと54%ほどかというふうに捉えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今登記をかけないと罰則規定ができていますよね。そういったこともしっかりと把握していらっしゃるのかどうなのか。登記をかけない方です。その所有者に対して、そういうところはどうなっているのか、把握はしていらっしゃるわけですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 所有者の方への今回の相続登記申請義務化への周知なんですけれども、昨年度、空き家セミナーにおいて、法務局の方を講師に招いて、相続登記申請義務化のセミナーを行いました。あわせてその都度広報紙への掲載等でも周知をしております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そういう、周知とかいろいろな対策を取っているわけですが、実際に登記をかけていない方が、その後に登記をしたっていうような実態はあるわけですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 その後登記したかどうかということまでは、把握はしておりません。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 住宅に関しては、人が住んでいないという状況でありますと、もう傷んでくるのが早いわけですね。そして、傷んでくれば、何かをやるについても修繕費とかは高くなってくるっていうような状況になるわけですが、所有者の方がそのことをどのように考えていらっしゃるのか。いわゆる放置空き家にしておいて、行く行くは解体っていうふうに考えていらっしゃるのかどうか分からないんですけれども、地区によっては、景観上ひどいような状況になってきたら、やはりどうしても解体というような形になってくると思うんですけれども、どちらにしても費用がかかります。解体するにしても費用がかかりますし、利用していただく、あるいは移住定住のために買っていただくというか、そういったような方法もあるわけですが、その所有者の考え方がちょっと私は理解できないんです。そのままにしておいても、もう使えなくなった状態になればどうしようも

なくなる。そうかといって、そういうふうにも町のほうでいろいろな情報を流しても、それに対して対策を取らないっていうふうな状況になれば、町のほうとして、強い態度で対応するっていうようなことはできないわけですか。強い態度というか、今後このままの状況にしておけば、いわゆる特定空家というふうな形に指定されれば強制的に解体をしていただきますというような形で、何か対策は取れないものなのかというふうに思うわけですが、町のほうでどのようにそういった面を考えているのか、ちょっとお伺いします。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 所有者の方に対する周知としましては、固定資産税納税通知書への周知のチラシであったり、あと時期ごとに除雪してくださいとか、水道管凍結しますから気をつけてくださいとか、そういったはがきも出しています。その中で少し、少々危機感をあおるような形で、もし落雪とか飛散物があって、通行者や他人の財産に危害を加えた場合は損害賠償を受ける必要がありますというような、少し危機感をあおるような表現では通知をしている部分もあります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 やはり、真剣に自分の家のことを考えていただきたいと思うんです。

前東京の方、こっち出身の東京の方とちょっと話したことがあるんですけども、こっち出身で東京に住んでいる方は、あくまでもこちらが田舎なんです。ただ、東京でその方の子供が生まれた場合には、その子供にとっては東京が田舎になるわけです。ですから、田舎がだんだん遠くなるわけですね。そういった場合に、その田舎にある家をどうするんだっていうようなことは、早いうち、段階から決めていただかないと、町としても、景観上とかそういう問題が出てきたときに困るのではないのか、その地区の人もそうですよね。ですから、しっかりとした対策は取っていただきたいというふうに思うんですけども、なかなか言うように動いてはくれないっていうような状況もあるわけですが、現在、移住定住関係のほうの、空き家に住みたい、買いたいっていうような方は、実際には増えていらっしゃるわけですか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 実際今増えているかどうかって言われると、一時期よりも減ってきているのではないかと思います。

というのは、一時期というのは、コロナ禍がありまして、その際に東京から離れたたいという人からの問合せが一時的に多くなったというふうに感じております。その後、コロナも落ち着きまして、そういった方たちの需要、意識も少し変わってきたのかというふうなことで、落ち着いてはきているというふうに考えてはいるものの、こういった自然環境豊かところへの移住定住に関心を持つ方はやはり一定程度おりますので、その比率についてはそんなに大きく変わらない。コロナで一時的に多くなったけれども、今は通常どおりぼつぼつと問合せはある状況になっております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 今空き家バンクとかいろいろなものを利用してそういった情報を流していらっしゃるの分かるんですけども、空き家の利用の仕方というか、移住定住だけではなく

て、宿泊施設とかいろいろなものに利用できないのかというふうには思うんですけども、やはりなかなか移住定住ってなりますと、来る人の問題もありますし、これもなかなか難しい問題なのかとは思うんですけども、町として、今この利活用という形で13年間借り受けて、その管理は町で行って入っていただくような形をとって、そういう計画ではあるんですけども、内容が大分厳しいような状況なんですよ、これは。だから、その内容に沿った空き家が実際見つかるのかどうかというのも問題ですし、何かもう少しやり方を変えてというような形での空き家の利活用というのはできないのかどうか。あくまでも所有者がはっきりしている住宅でないとなかなか難しいとは思うんですけども、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 ただいまのご質問は、空き家利活用モデル事業の、いわゆるその条件についての緩和はどうかというようなご質問かと思いますが、これまでの状況をまず説明させていただきたいと思います。

こちらの空き家利活用モデル事業は令和2年度から始まりまして、これまでの申請件数は5件ありました。ただし、採択件数はゼロ件となっております。その不採択の理由としましては、面積が大き過ぎるが3件で、境界未確定、大規模修繕で1件で、改修不良で1件ということで、件数的に多いのは面積が大きいため、すみません、今回の空き家モデル事業には該当しませんというふうに判断したところです。この面積というのが、家の面積90平米以上から200平米未満、これが条件となっております。今まで不採択になった3件は、200平米以上が不採択になったところです。

見直す点というところでは、今回の面積要件を引き上げるという部分も考えられるところではあるんですけども、面積要件を上げることで、その分改修費用や維持管理費用がかさむ可能性も出てきますので、これらの面積要件であったり諸条件の緩和というのは、少し慎重に判断をして進めたいというふうに考えております。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そういった場合に、そこに入居した方から入居費とるわけですよ。そういったものを12年間、12年間入ったとして、それをとって、それをそういった改修費とかなんかに充てるといえるのか、採算がとれるようにするよう形にしていくのかとは思うんですけども、ただ大きな住宅になればそれだけ改修費用というか、それにかかるし、ちょっと難しいような条件になってくるってというような話なんですけれども、利用していただければ、やはりこれはどうしようもないわけです。

だから、こういったような空き家がもし出てきて、それに入りたい、13年間貸し出しますってというような形でやった場合に、これ前例があるわけですか。どこかほかの町でやっているような。それで、結構それを利用している人が多いとか、そういったような前例があって、町でも考えてこういうふうな形をとっているのかどうか。その辺のところもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 こちらの制度を立ち上げる上で、先進事例として、高知県のほうで活発

に動いておりましたので、高知県の事例を参考に今回の事業のほうを設計したところです。

近隣町村でいうと北塩原村、こちらのほうでも同じような取組をしております、北塩原のほうでは実際にもう回収をして動いている状況になります。

○議長 五十嵐健二議員。

○8番 そういう事例があって、町でもそういうふうな形をとって空き家の利活用に使いたいというふうな、一つの空き家対策だと思います。

一番理想的なのは、そこに住んでいただくというのが一番理想的だとは思いますが、なかなかそういった方が現れる確率っていうのは非常に今低いのかっていうふうには思いますが、私の隣組、十何軒あるんですけども、そのうち3軒がもう移住定住者なんです。それで、そういった条件を満たすような場所があればそういった形で入ってくるのかとは思いますが、難しいのは、その入ってきた人とうまくやっていくっていうふうなことも難しいのかとは思いますが、今町では入る条件とかそういうのも考えてやっておられるわけですね。ですから、別にその辺のところの問題は、ここで話すことではないとは思いますが、空き家対策に関しては、これから増えていくような状況であるなら、やはり空き家を利活用しやすいような形での利用方法を今後、これも一つの対策ですから、これもいいとは思いますが、やりやすい形での、利用しやすい、町としてもやりやすいような形を考えていただければというふうに考えます。

隣組で空き家ができるというのは、非常に寂しくなってくるようなところもありますし、やはり空き家が増えてくれば防災の面でもいろいろ問題が出てくるのかというふうに考えますし、なるべく空き家は少ないほうがいいとは思いますが、どうしても空き家が増える条件が今そろっておりますので、空き家をなるべく少なくできるような対策をしっかりとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長 以上で五十嵐健二議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

(午後3時02分)